

いま、あたらしいことを。
いつか、あたりまえになることへ。



第129期定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（開場 9時30分）

開催場所

神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

（証券コード：5805）

時代は、変化でできている。

私たちが、変化をしないわけにはいかない。

インフラだけじゃない。電線だけでもない。

つないでいるのは、昨日や、今日や、明日のこと。

この先も、人が和やかに生きるために。

いつかの、愛すべきあたりまえのために。

人を想う品質と信頼で、応えていく。

だから、情熱と輝きをたやさない。挑戦をやめない。

いま、あたらしいことを。

いつか、あたりまえになることへ。



株主の皆様へ

2025年3月31日をもって7年間務めたCEO 社長執行役員を退任し、4月1日に代表取締役会長・取締役会議長に就任いたしました。在任中は皆様のご支援のおかげをもちまして、当初の目標であった収益性の改善や資本効率の改善、PBRの向上など一定の成果を得ることができたことを深く感謝いたしております。これからも、会社の更なる成長と株主価値の向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

代表取締役会長・取締役会議長
長谷川 隆代

今年度よりCEO 社長執行役員に就任いたしました。これからも、「Change & Growth」のスローガンのもと、ROIC経営と構造改革を継続し、次のステージでは、「Growth」への挑戦に重きを置き、持続的な成長と株主価値の向上に尽力してまいります。2030年、さらにはその先を見据え、時代の変化を受け入れ、ソリューション提案型の価値創造企業へと変容し、SWCCグループの新たな未来を切り拓いてまいりますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役 CEO 社長執行役員
小又 哲夫



株主各位

証券コード 5805
2025年6月9日

川崎市川崎区日進町1番14号

SWCC株式会社

代 表 取 締 役
C E O 社長執行役員 **小又 哲夫**

第129期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第129期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第129期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.swcc.co.jp/jpn/ir/stock/meeting.html>



【定時株主総会招集ご通知 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5805/teiiji/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（東証ウェブサイトにアクセスしていただく場合は、「銘柄名（会社名）」に「SWCC」（全角）を、あるいは「コード」に当社証券コード「5805」（半角）を入力・検索の上、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、**2025年6月24日（火曜日）午後5時**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具



▶ インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。



▶ 書面（郵送）による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

記

1 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（開場9時30分）
2 場 所	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地 川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第129期（自2024年4月1日至2025年3月31日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第129期（自2024年4月1日至2025年3月31日） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 2. インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 3. インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- 本年は、株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、当該書面記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以上

SWCCグループの経営方針

(1) 中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024」

SWCCグループは、2022年度を起点とし2026年度を最終年度とする中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026」を2021年11月に公表しました。そして2024年5月、2年間の進捗と足元の事業環境変化を織り込んだ「Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024」を公表しました。ローリングプランでは、3つの基盤事業の強化に伴うオーガニック成長を見込み、2026年度の利益目標をアップサイドに見直しましたが、当連結会計年度において、エネルギー・インフラ事業の事業環境が想定以上に好調であり、計画を大きく上回り推移したことから、2025年2月、2026年度の営業利益および株主還元の目標をさらに上方修正いたしました。

その折に開示しましたローリングプランの位置づけと主な数値目標は以下のとおりですが、2025年3月に株式を取得した株式会社TOTOKUの業績を織り込んだ2026年度の数値目標については「SWCC VISION 2030」を具体化する新たな中期経営計画の公表と共に、2026年2月にお知らせする予定です。

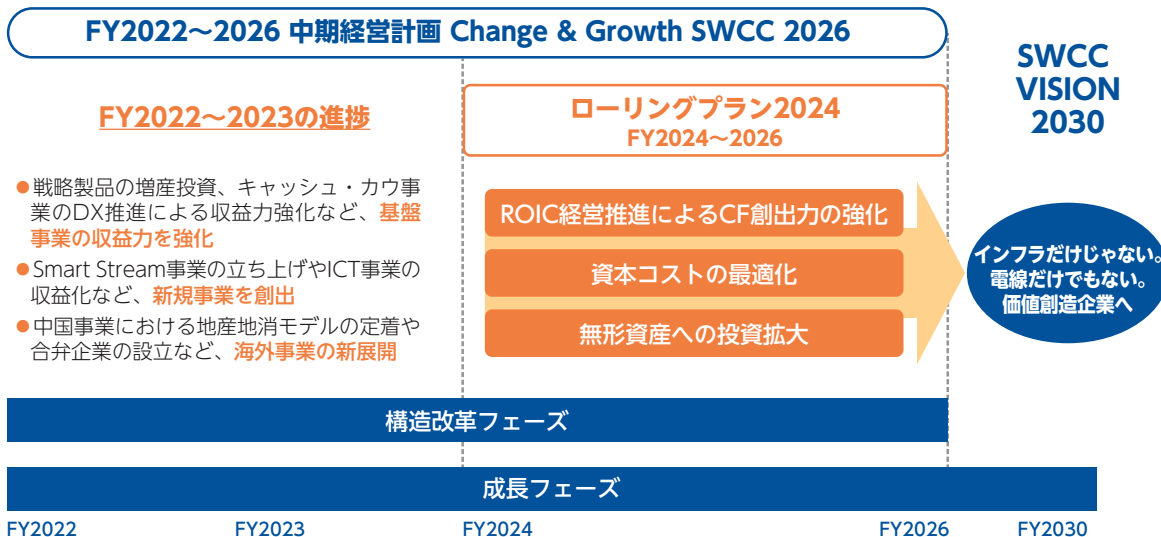
なお、新たな中期経営計画の策定においては、今期スタートした新経営体制で推し進める「Change & Growth」の主な取り組みである、1. 成長牽引事業のさらなる強化、2. 第2の成長事業の確立、3. DX経営の加速、を含む成長ステージへのあらたな戦略を具体化していくものです。

ローリングプランの位置づけと主な財務数値目標は以下のとおりです。

※今年3月にTOTOKUグループを迎えたことに伴う新たな数値目標の見直しについては、今後の事業環境を踏まえ、改めて公表する予定です。

■ローリングプラン2024の位置づけ

2030年までのありたい姿に向けて、「ローリングプラン2024」でさらなる価値創造企業へと進化。



■中期経営計画 Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024

事業環境変化を織り込み2024年5月公表の中期経営計画ローリングプランの最終年度の目標値を**アップサイドに見直し**。

		2024年5月公表		2025年2月見直し		2025年3月 さらなる成長加速 要因がプラスに	TOTOKU含む 中計目標は 2026年2月 公表予定
		FY2026 (目標)		FY2026 (目標)			
収益性	営業利益	170億円	+70億円	240億円			
効率性	ROE	14%以上		14%以上			
	ROIC	10%以上		10%以上			
株主還元	配当金 (配当性向/DOE)	150円以上 (35%以上/4%以上)	+30円	180円 (35%以上/4%以上)			
安定性	DEレシオ	30～50%		30～50%			
	純資産	930億円	+70億円	1,000億円			

(2) 2025年度のSWCCグループ経営方針

2025年度におきましても、先行き不透明な国際情勢を背景とした事業環境への影響は免れない状況が見込まれます。SWCCパーパスを軸に、多様性に富んだ従業員のエンゲージメント向上に取り組みながら、中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024」の達成に向けた変革を着実に推進してまいります。あわせて、市場や経営環境の変化に応じて柔軟かつ迅速な意思決定と施策を実行することで、厳しい経営環境下においても経営体質の一層の強化と資本効率の向上を図り、持続的に成長する高収益企業を目指してまいります。

こうした考えのもと、2025年度のSWCCグループの経営方針を以下のとおり定めております。

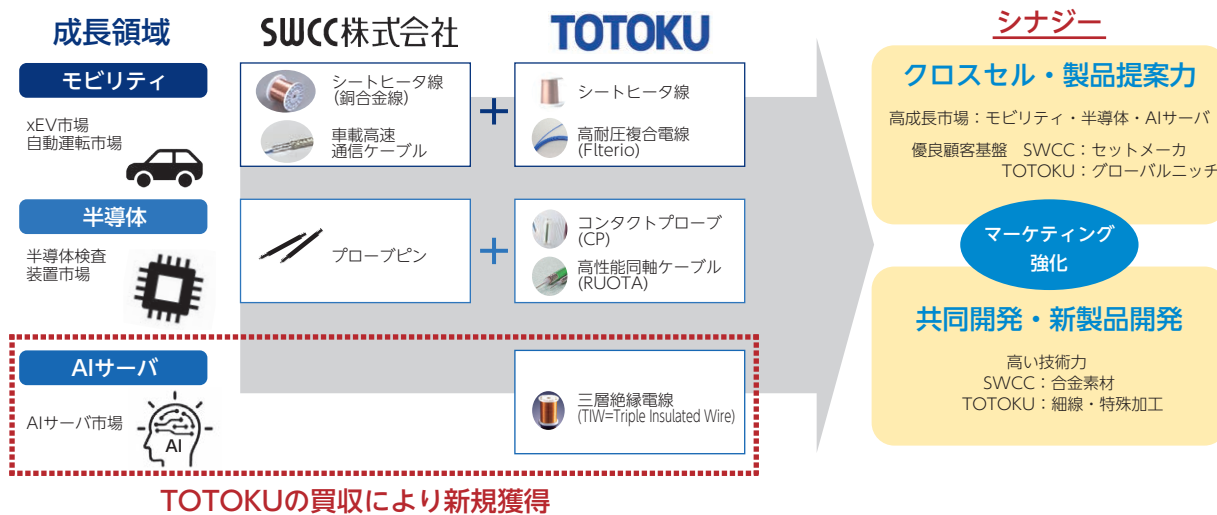
1. 「Change & Growth」のスローガンのもと、果断な構造改革と積極的な成長戦略の継続
2. ROIC経営のさらなる高度化による、フリーキャッシュフローの最大化と資本効率向上
3. 安全・快適な職場づくりと業務改革に向けたIT戦略による、生産性の向上
4. ゼロ災への強いこだわり「ご安全に!」、信頼に応える「品質遵守」の徹底
5. 新たな価値創造に向けた人材開発と現場改善の強化

TOTOKUがSWCCグループに仲間入り

2025年3月27日付で、株式会社TOTOKUはSWCC株式会社の連結子会社となり、TOTOKUグループはSWCCグループの一員となりました。両社の人的および技術的リソースを「PMIプロジェクト100日プラン」のもとで融合させ、シナジー効果を創出することで、SWCCグループは2030年に向けてソリューション提案型の価値創造企業へと成長してまいります。

TOTOKUグループは、小ロット・多品種製造への対応力の高さ、マーケットイン思想、開発スピードなどを武器に「TOTOKUに頼めば作ってくれる」、「TOTOKUでなければ作れない」といった、極めて高い信頼を国内外の優良企業から得ています。また、半導体、AI、自動車などの成長領域において圧倒的シェアを獲得している製品も多く、この強みを活かしてより競争力のある製品を投入できるポジションを築いていることが大きな強みです。

一方で、SWCCグループは、総合電線メーカーとして、幅広い事業領域における顧客基盤と営業リソースを有しています。TOTOKUグループがSWCCグループに参加することで、両グループの広範な顧客基盤や幅広い製品・ソリューションが相互に活かされ、2030年に向けて大きく飛躍できるグループ企業へと成長することができます。

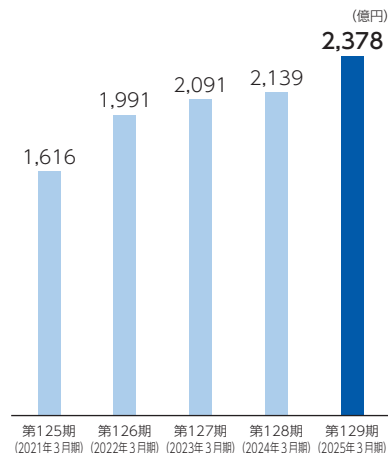


TOTOKU 会社概要

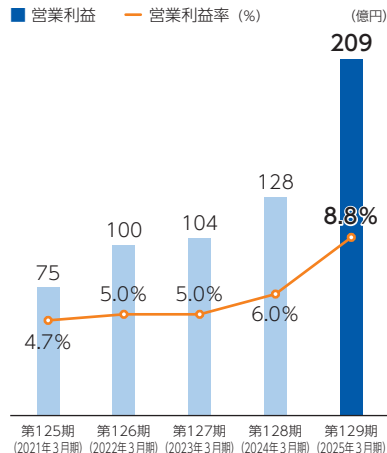
- 【商号】株式会社TOTOKU 【設立】1940年11月22日 【資本金】67億円
- 【本社】東京都港区西新橋1丁目2-9 日比谷セントラルビル10階
- 【従業員数】連結930名 (2025年3月31日現在)
- 【事業内容】電線、ヒータ線、ケーブル加工品、線材加工品の製造販売
- 【営業拠点】本社 (東京都港区)、西日本営業所 (大阪府大阪市)
- 【製造拠点】上田事業所、丸子事業所 (長野県上田市)
- 【海外拠点】中国、インドネシア、フィリピン

財務ハイライト

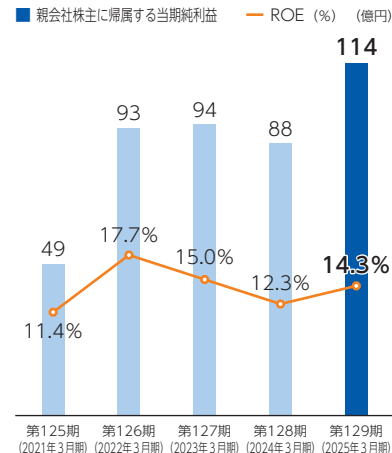
売上高



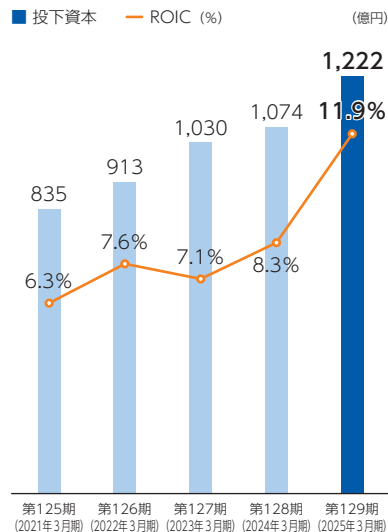
営業利益／営業利益率



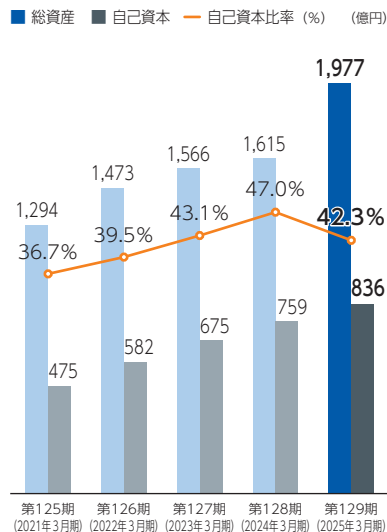
親会社株主に帰属する当期純利益／ROE



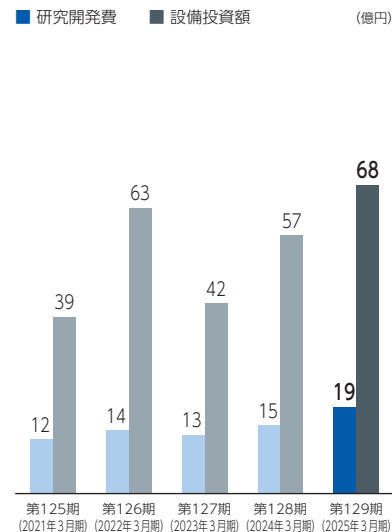
投下資本／ROIC



総資産／自己資本／自己資本比率



研究開発費／設備投資額

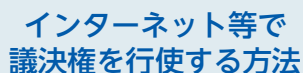


株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



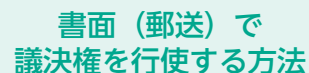
株主総会開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時00分



行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時00分入力完了分まで



行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時00分到着分まで

[illegible]

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 ➤ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➤ 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 ➤ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➤ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➤ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット行使期限
2025年6月24日（火）午後5時

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 午前9時～午後9時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会におきましては、株主の皆様の利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネットを用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（以下、「本バーチャル株主総会」という。）を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

1 配信日時

2025年6月25日（水）午前10時より（午前9時30分から配信画面にアクセス可能です。）

※株主総会終了後にはご覧いただくことができませんので、ご了承ください。

2 視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で入力する「ID（株主番号）」と「パスワード（郵便番号）」をご準備の上、以下の株主様専用ウェブサイトへアクセスしてください。

その後、株主様認証画面（ログイン画面）が表示されますので、「ID（株主番号）」と「パスワード（郵便番号）」をご入力ください。

株主様専用ウェブサイト <https://5805.ksoukai.jp>

ID	議決権行使書用紙に記載の株主番号（9桁の半角数字）
パスワード	議決権行使書用紙に記載の郵便番号（7桁の半角数字、ハイフン不要）

3 注意事項

- ライブ配信により株主総会をご視聴いただく場合、会社法上の出席とならないことから、株主総会当日にご質問や議決権を行使いただけません。前記の「議決権行使のご案内」に従って、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断等が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本バーチャル株主総会参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- システム障害や通信環境等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 本バーチャル株主総会に参加いただけるのは、当社株主名簿（2025年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- 本バーチャル株主総会につきましては、万全を期しておりますがシステム障害や通信環境の悪化等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おください。
- 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、「株主様専用ウェブサイト」にてお知らせいたします。

4 お問い合わせ先

当日の本バーチャル株主総会への接続方法および視聴方法に関するお問い合わせは以下にご連絡ください。

お問い合わせ先	株式会社ブイキューブ
電話番号	03-6833-6284
受付日時	2025年6月25日（水）午前9時～株主総会終了時刻まで
IDやパスワードの確認を含む一般のお問い合わせは以下にご連絡ください。	
お問い合わせ先	三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
電話番号	0120-782-041
受付日時	午前9時～午後5時 ※土日休日を除く

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の利益配分につきましては、収益状況のみならず、SWCCグループの成長に向けた各種の投資等、今後の事業戦略および事業展開も勘案した資本政策に基づき、株主の皆様への安定継続した配当を行うことを基本方針としております。

この方針に鑑み、第129期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金86円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は2,553,983,796円となります。

なお、中間配当金として1株につき金50円をお支払いしておりますので、

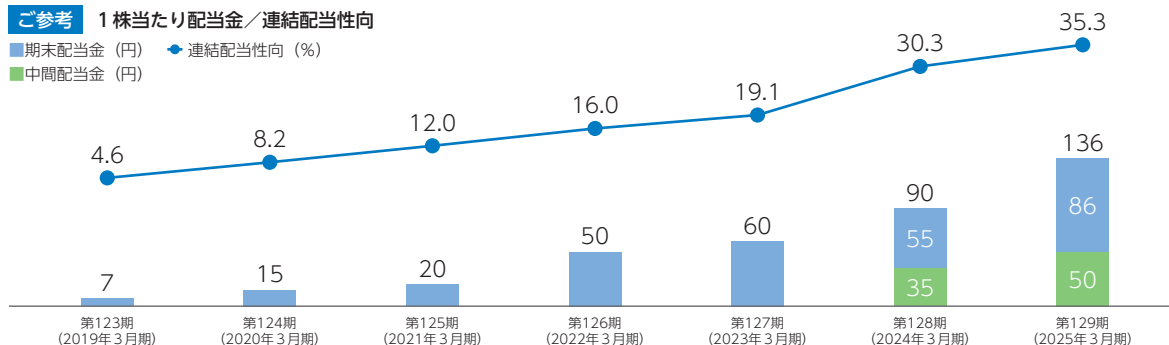
当期の年間配当金は1株につき金136円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月26日といたしたいと存じます。

ご参考 1株当たり配当金／連結配当性向

■ 期末配当金 (円) ● 連結配当性向 (%)
■ 中間配当金 (円)



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたします。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の候補者は次のとおりであります。

(注) 当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」および「社外役員の独立性判断基準」に基づき、独立社外取締役のみで構成される指名・報酬委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。なお、監査等委員会において検討がなされましたが、陳述すべき意見はない旨の確認を得ております。

候補者 番号	氏 名	性別 (年齢)	当社における現在の地位および担当	
1	は せ が わ た か よ 長谷川 隆代	女性 (満65歳)	代表取締役会長・取締役会議長	再任
2	こ ま た て つ お 小又 哲夫	男性 (満59歳)	代表取締役 CEO 社長執行役員	再任
3	に し む ら み な こ 西村 美奈子	女性 (満65歳)	社外取締役監査等委員（独立役員）	新任 社外 独立
4	な い と う こ う じ 内藤 宏治	男性 (満62歳)		新任 社外 独立

候補者番号

1

は せ が わ た か よ
長谷川 隆代

再任

(1959年10月15日生) 満65歳



- ▶ 所有する当社の株式数 22,724株
- ▶ 取締役会出席状況（当事業年度） 21／21回
- ▶ 取締役在任年数（本総会終結時） 12年

略歴、当社における地位および担当

1984年 4月	当社入社	2010年 4月	同社常務取締役 技術開発センター長
2005年 6月	当社技術開発センター次長兼 超電導プロジェクト長		当社執行役員 技術企画室長
2006年 4月	昭和電線ケーブルシステム株式会社 取締役 技術開発センター長	2013年 6月	当社取締役 技術企画室長
2008年 4月	同社取締役 技術開発センター長 当社企画本部経営企画部商品企画グループ長	2017年 4月	当社取締役
2009年 6月	同社常務取締役 技術開発センター長 当社経営企画部商品企画グループ長	2018年 6月	当社取締役社長
		2019年 4月	当社代表取締役社長 グループCEO
		2020年 4月	当社代表取締役社長 取締役会議長 グループCEO
		2022年 6月	HOYA株式会社 社外取締役（現任）
		2024年 4月	当社代表取締役 取締役会議長 CEO 社長執行役員
		2025年 4月	当社代表取締役会長 取締役会議長 （現任）

重要な兼職の状況

HOYA株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

長年にわたり、優れた経営手腕とリーダーシップにより大きく企業価値を向上させてまいりました。経営者としての豊富なビジネス経験と実績および見識を有しており、今後もさらなる貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者としたしました。なお、取締役に就任後は代表取締役、取締役会議長に再任される予定となっております。

候補者からのメッセージ

2019年度から始まった経営改革はChangeからGrowthのフェーズへ移ります。これまでの知見を活かし、SWCCグループの更なる成長と発展に貢献できるよう努めてまいります。

- (注) 1. 長谷川隆代氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。長谷川隆代氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

こ ま た
小又

て つ お
哲夫

再任

(1965年11月19日生) 満59歳



- ▶ 所有する当社の株式数 6,940株
- ▶ 取締役会出席状況（当事業年度） 16／16回
- ▶ 取締役在任年数（本総会終結時） 1年

略歴、当社における地位および担当

1989年 4 月	当社入社	2017年10月	同社経営戦略室長
2001年 6 月	杭州富通昭和光通信配件有限公司総経理（出向）	2018年 7 月	当社執行役員 事業戦略本部経営企画部長 兼 昭和電線ケーブルシステム株式会社 経営企画部長
2006年 4 月	昭和電線デバイステクノロジー株式会社 光デバイスユニット製造部長	2021年 4 月	当社常務執行役員 経営戦略企画部長
2007年 4 月	同社インターコネクション事業部製造部長	2023年 4 月	当社常務執行役員 戦略本部長
2011年 6 月	昭和電線ケーブルシステム株式会社 通信システムユニットインターコネクション部長	2024年 4 月	当社ＣＯＯ 副社長執行役員
2011年10月	同社通信システムユニット生産管理部長	2024年 6 月	当社代表取締役 ＣＯＯ 副社長執行役員
		2025年 4 月	当社代表取締役 ＣＥＯ 社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

2025年4月より当社代表取締役 ＣＥＯ 社長執行役員に就任し、中期経営計画「Change & Growth S W C C 2026 ローリングプラン2024」の達成とその先の持続的な成長を見据え事業を推進しております。経営全般における豊富な経験と実績を有しており、今後もS W C Cグループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。なお、取締役に就任後は代表取締役の再任される予定となっております。

候補者からのメッセージ

ＣＯＯ 副社長執行役員を経て、今年度ＣＥＯ 社長執行役員に就任いたしました。中期経営計画である「Change & Growth S W C C 2026 ローリングプラン2024」、構造改革と成長戦略を推し進め、ＲＯＩＣ経営とキャッシュフロー創出力をさらに強化し、持続的な成長を目指してまいります。

- (注) 1. 小又哲夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小又哲夫氏は、2024年6月25日開催の当社第128期定時株主総会において新たに選任され就任していることから、就任以降に開催された取締役会の回数を記載しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。小又哲夫氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

3

にしむら

西村

みなこ

美奈子

新任

社外

独立

(1959年12月13日生) 満65歳



▶ 所有する当社の株式数	200株
▶ 取締役会出席状況（当事業年度）	21／21回
▶ 監査等委員会出席状況（当事業年度）	17／17回
▶ 取締役在任年数（本総会終結時）	2年

略歴、当社における地位および担当

1983年 4 月 富士通株式会社入社
1986年 7 月 富士通インターナショナルエンジニアリング株式会社
2006年 4 月 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 アプリケーションシステム統括部メディアソリューション部長
2007年 7 月 同社 社内システム統括部情報システム部長
2018年12月 株式会社Next Story 代表取締役（現任）
2023年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

人材育成・キャリア開発を中心とした豊富な経験と、企業経営者としての高い見識を有しており、ダイバーシティの推進や次世代育成に向けた施策に係る議論に対し、独立した立場からその職務を適切に遂行していただけるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、取締役に就任後は指名・報酬委員会委員として当社の役員報酬や役員候補者の選任等に対し、関与いただく予定となっております。

候補者からのメッセージ

2年間、主に、人材育成・キャリア開発、ダイバーシティ等の人的資本経営ならびにAIの活用やDX推進に積極的に意見具申してまいりました。今後も社外取締役としての活動を一層深め、SWCCグループの持続的な企業価値向上に貢献することで、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと存じます。

- (注) 1. 西村美奈子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西村美奈子氏は新任の社外取締役候補者であります。同氏は、現在当社の社外取締役監査等委員であります。本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。同氏の監査等委員としての在任年数（本総会終結時）は2年となります。
3. 西村美奈子氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、西村美奈子氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において西村美奈子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。西村美奈子氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

4

ないとう

内藤

こうじ

宏治

新任

社外

独立

(1963年4月3日生) 満62歳



▶ 所有する当社の株式数 300株

略歴、当社における地位および担当

1986年 4 月 ウシオ電機株式会社入社
2014年10月 同社執行役員
2015年 4 月 同社上級執行役員 光源事業部長
2016年 4 月 同社常務執行役員
2019年 4 月 同社執行役員社長

2019年 6 月 同社代表取締役社長 兼 執行役員社長
2022年 4 月 同社代表取締役社長 兼 執行役員社長
CEO
2024年 4 月 同社取締役 シニア・アドバイザー
2024年 6 月 同社シニア・アドバイザー
2025年 4 月 同社特別顧問 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場会社の代表取締役を務めるなど、企業経営に関する幅広い経験と実績を有しております。その豊富な経験と経営に対する高い見識を活かすことにより、経営に対する助言と当社事業への的確な提言および執行の監督が期待されることから、今回、社外取締役候補者いたしました。なお、取締役役に就任後は指名・報酬委員会委員として当社の役員報酬や役員候補者の選任等に対し、関与いただく予定となっております。

候補者からのメッセージ

メーカーの経営者として、海外含めたグループガバナンスの向上、コーポレート・ガバナンス強化、人的資本経営を軸としたESG経営の発展に努めてまいりました。この経験を活かし、SWCCグループがさらに中長期的企業価値向上を実現できるよう、経営・執行の監督をしてまいります。

- (注) 1. 内藤宏治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 内藤宏治氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員とする予定であります。
3. 本議案において内藤宏治氏の選任が承認された場合は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。内藤宏治氏が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役3名の任期が本総会終結の時をもって満了いたします。
つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

本議案の候補者は次のとおりであります。

(注) 当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」および「社外役員の独立性判断基準」に基づき、独立社外取締役のみで構成される指名・報酬委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。

候補者 番号	氏 名	性別 (年齢)	当社における現在の地位および担当	
1	むくの 棕野 たかしの 貴司	男性 (満66歳)	社外取締役監査等委員（独立役員）	再任
				社外
				独立
2	ばば 馬場 くみこ 久美子	女性 (満59歳)		新任
				社外
				独立

候補者番号

1

むくの
棕野

たかし
貴司

再任

社外

独立

(1958年10月2日生) 満66歳



▶ 所有する当社の株式数	200株
▶ 取締役会出席状況（当事業年度）	21／21回
▶ 監査等委員会出席状況（当事業年度）	17／17回
▶ 取締役在任年数（本総会終結時）	2年

略歴、当社における地位および担当

1981年 4 月	旭化成工業株式会社 (現旭化成株式会社) 入社	2017年 4 月	同社執行役員 中国総代表
2001年 9 月	アサヒフोटプロダクツ・ヨーロッパ取締役社長	2019年 4 月	同社上席執行役員 中国総代表
2006年 8 月	旭化成株式会社新事業開発室長	2021年 4 月	同社常務執行役員 中国総代表
2008年 8 月	旭化成アメリカ取締役社長	2022年 4 月	同社顧問 (現任)
2015年 4 月	旭化成株式会社秘書室長	2023年 6 月	当社社外取締役監査等委員 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場企業での経営企画や海外子会社での経営トップとしての経験と実績を含む、グローバルな企業経営の経験と実績を有しております。その豊富な経験と実績を活かし、グローバルな経営者視点から、監査等委員としての職務を適切に遂行しております。中立的・客観的な立場からの、当社事業への的確な提言および執行の監督が期待されることから、引き続き、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者からのメッセージ

内外の経済環境や社会情勢が大きく変化するなか、ユニークな技術・製品を有するSWCCグループは着実な成長を続けています。更なる企業価値向上と社会貢献を目指す経営執行陣に対し、事業戦略や海外展開等に関するこれまでの知見・経験を活かした適切な助言を行うこと、およびその監督に全力を尽くしてまいります。

- (注) 1. 棕野貴司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 棕野貴司氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、棕野貴司氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において棕野貴司氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。棕野貴司氏が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

ば ば
馬場

く み こ
久美子

新任 社外 独立

(1965年10月10日生) 満59歳



▶ 所有する当社の株式数 0株

略歴、当社における地位および担当

1989年 4 月	株式会社東芝入社	2019年 6 月	J F E ホールディングス株式会社常勤監査役
2014年 4 月	J F E エンジニアリング株式会社入社	2022年 6 月	J F E エンジニアリング株式会社常務執行役員
2018年 4 月	同社常務執行役員	2025年 4 月	同社顧問 (現任)
2019年 4 月	J F E ホールディングス株式会社常勤顧問		
	兼 J F E エンジニアリング株式会社非常勤監査役		
	兼 J F E 商事株式会社非常勤監査役		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場企業での監査役の経験や、経営企画、財務・経理等、幅広い経験と実績を有しております。その豊富な経験と実績を活かし、中立的・客観的な立場からの、当社事業への的確な提言および執行の監督が期待されることから、今回、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者からのメッセージ

電子機器・素材・プラント等の製造業において、経営企画、財務・経理、事業開発、国際的な資本・業務提携など、幅広い分野での業務執行を担ってまいりました。また、常勤監査役としてもガバナンスに深く関わり、透明性や客観性の担保に注力してきました。こうした知見・経験を活かし、S W C C グループの更なる発展に貢献し、株主の皆様のご期待に応えるよう、力を尽くしてまいりたいと存じます。

- (注) 1. 馬場久美子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 馬場久美子氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員とする予定であります。
3. 本議案において馬場久美子氏の選任が承認された場合は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。馬場久美子氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

取締役会の構成、スキル・マトリックスおよびスキル項目の選定理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、SWCCグループの存在意義ならびに経営陣および従業員がともに歩んでいくための道しるべとなるSWCCパーパスに基づき、経営の迅速・効率化およびこれに伴うモニタリング機能の強化が企業における普遍的な課題であるとの認識のもと、取り組みを進めていくことにあります。かかる考え方に則り、当社は、取締役として、人格・見識に優れ、当社の経営を監督・執行することができる人材であることを、また当社にとって重要と考える知識・知見を幅広くカバーするように、多様なバックグラウンドを持つメンバーで構成することを方針としております。

上記方針のもと、取締役会として、企業経営に関する経験に加え、社会課題解決への取り組みを一層推し進めるためにサステナビリティに関する知識・知見を必須として、営業、国際、経理財務および技術などの分野につき、それぞれ豊富な知識・知見および経験を有する者をバランスよく選任することとしております。

なお、取締役会に必要なとされるスキルについては、今後も経営方針および経営戦略などの変更に応じて見直してまいります。

取締役会の構成、各取締役の有する知識・知見および経験を示したスキル・マトリックスならびにスキル項目の選定理由は以下のとおりとなります。

＞ 取締役会の構成（第2号議案および第3号議案承認可決後）

								
氏 名	長谷川 隆代	小又 哲夫	坂倉 裕司	棕野 貴司	西村 美奈子	内藤 宏治	馬場 久美子	山口 太
代表取締役	●	●						
監査等委員			●	◎			●	●
指名・報酬委員			◎		●	●		
社外取締役			●	●	●	●	●	
独立役員			●	●	●	●	●	

◎…委員長

＞ 各取締役のスキル・マトリックス

必須スキル								
 企業経営	●	●	●	●	●	●	●	●
 サステナビリティ	●	●	●	●	●	●	●	●
 営業				●		●		
 国際		●	●	●		●	●	
 経理財務			●				●	●
 技術	●	●			●			

- (注) 1. 長谷川隆代氏および小又哲夫氏については、本株主総会終了後の取締役会の決議により、代表取締役に再任される予定となっております。
2. 坂倉裕司氏の取締役在任年数（本総会終結時）は5年、山口太氏の取締役在任年数（本総会終結時）は1年となります。

> スキル項目の選定理由

スキル項目	選定理由
 企業経営	中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024」を実現するために、当社の企業価値を持続的に成長推進できる企業経営に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 サステナビリティ	SWCCパーパスに基づき、事業で培った技術と経験を活かして社会課題解決型ビジネスを推進し持続的な社会の実現と企業価値向上を目指すため、環境、社会およびガバナンスの強化等に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 営業	付加価値の高い製品を提供するために市場におけるトレンド把握および分析ならびに営業戦略の策定に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 国際	海外事業を持続的に成長させるために、海外における事業マネジメント経験および海外の事業環境等に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 経理財務	持続的な企業価値向上に向けた成長投資の推進、またROIC（投下資本利益率）を重要な経営指標として資本効率を高める経営を推進するために、経理財務に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 技術	適切な品質を有する製品づくり、基礎研究を含めた広範囲にわたる研究開発、新規ビジネスモデルの創出やDX推進などのために、技術に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。

ご参考

1 コーポレート・ガバナンスについて

(1) コーポレート・ガバナンスへの取り組み

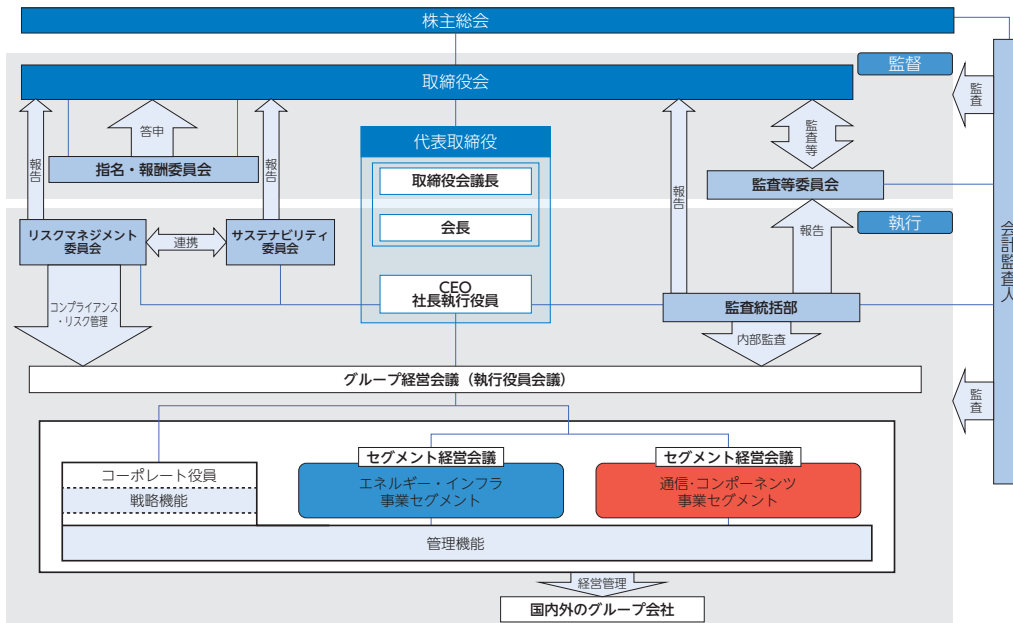
当社は、執行役員に業務執行権限を大幅に委譲することで業務執行の効率化・迅速化を図るとともに、監査等委員会を中心に監査、監督機能の強化を推進しております。

また、各事業セグメントの責任者（担当執行役員）について、その権限と責任を明確に定めることで、事業会社単位にとらわれない収益構造の改善およびＲＯＩＣ（投下資本利益率）指標等に基づく効率的な経営をこれまで以上に推進しております。

ＳＷＣＣグループは、2030年に向けた企業成長“Growth”フェーズを加速するため、2025年4月1日付で経営体制を刷新いたしました。また、データセンターやモビリティ、半導体分野を成長領域と捉え、2025年4月1日から「電装・コンポーネンツ事業」と「通信・産業用デバイス事業」を「通信・コンポーネンツ事業」として一体化し、新たな組織体制を構築しております。さらに、2025年3月27日付で株式を取得して連結子会社化した株式会社ＴＯＴＯＫＵは、「通信・コンポーネンツ事業」の成長領域である、モビリティ、半導体分野、さらにはＡＩサーバ分野において高い競争優位性を有する製品群を抱えており、今後も高い成長が見込まれます。

新ＣＥＯ体制のもと、中期経営計画の達成、ＳＷＣＣグループの持続的な成長に向け、取り組みを進めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制図（2025年4月1日現在）



(2) 任意の諮問委員会

当社は、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することで、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性および透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役会決議により選定された3名以上の取締役で構成され、うち過半数は独立社外取締役とすることと定められております。

第2号議案および第3号議案については、独立社外取締役4名のみで構成される指名・報酬委員会の答申を得ております。

指名・報酬委員会は、当事業年度中に合計7回開催されております。当事業年度は、パフォーマンスレビューの進め方および評価結果や、次年度（2025年度）報酬額に関して審議し、取締役会に対し答申しております。なお、次年度報酬額に関する答申については、現任の取締役および執行役員に対するパフォーマンスレビューの結果を参考としております。

(3) 執行役員制度

当社は、業務執行の迅速・効率化を徹底することを目的として、執行役員制度を強化・拡充しております。

執行役員は、取締役候補者と同様に指名・報酬委員会の答申を得た上で取締役会の決議により選任されております。また、当社と執行役員の間においては、執行役員委任契約が締結されており、その中で、各執行役員の権限、ミッションおよび責任について明確化されております。

2025年4月1日現在の当社執行役員につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項（2）執行役員の状況」をご参照ください。

2 取締役等の選任および解任に関する基準について

当社は、取締役等の選任および解任に関する客観性と透明性を高めるために、取締役会において、「取締役および執行役員候補者選定基準」および「社外役員の独立性判断基準」ならびに「取締役および執行役員の解任基準」を定めております。また、取締役等の選任および解任については、さらに客観性と透明性を高めるために、指名・報酬委員会において審議を行い、取締役会では指名・報酬委員会の答申を尊重して最終的な決定を行います。

(1) 取締役および執行役員候補者選定基準

当社取締役および執行役員の候補者は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に則り、人格・見識に優れ、当社の経営を監督・執行することができる人材を、性別・国籍等の個人の属性にかかわらず取締役会の決議によって決定する。当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の任期は1年である。

取締役

- ① 経営の意思決定および業務執行の監督に携わるものとしてふさわしい経歴、能力、リーダーシップ、中長期的視野および高い倫理観を持つ人材であること。
- ② 当社の企業理念を尊重し、実践し、お客様、取引先、株主、地域社会および従業員に信頼される誠実さを有し、法令、企業行動指針、社内外の倫理・規範を遵守し、取締役として必要な見識、公正さを有する人材であること。
- ③ 当社の独立社外取締役は、前各項の他に当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性を有していると判断し得る人材であること。

執行役員

- ① 当社の経営環境を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の増大に資する経営戦略、実行計画等について、具体的な提案および執行ができ、また絶えず検証し、改善する努力を継続できる人材であること。
- ② 市場の変化への対応と基本の徹底を自ら実践し、法令遵守、コンプライアンス、内部統制、リスクおよび危機管理の構築と実践にかかる資質を持ち、従業員の目標となりうる資質を持つ人材であること。
- ③ 経営会議等において自由闊達に議論し、建設的な意見を述べ、提言を行い、当社グループ全体の経営資源を統合的に把握し、一貫性のある戦略システムを構築する資質を持つ人材であること。
- ④ その他、当社グループ全体の業務執行を担当する執行役員として求められる資質を持つ人材であること。

(2) 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社および当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（注１）または過去10年間に
において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注２）、またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先である者（注３）、またはその業務執行者
- ④ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主、またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に、多額（注４）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者、当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑧ ２項から７項までのいずれかに過去３年間に於いて該当していた者
- ⑨ １項から７項までのいずれかに該当する者の近親者（注５）である者

- (注) 1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、または執行役員その他の上級管理職にある使用人をいう。
2. 主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、その者の１事業年度の連結売上高の２％を超える取引先、または直近事業年度末における当社の連結総資産の２％を超える額を当社グループに融資している金融機関をいう。
3. 主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、当社の１事業年度の連結売上高の２％を超える取引先をいう。
4. 多額とは、過去３事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人または団体の場合はその連結売上高もしくは総収入の２％を超えることをいう。
5. 近親者とは、配偶者または二親等内の親族をいう。

(3) 取締役および執行役員の解任基準

当社取締役および執行役員が、次の各項目のいずれかに該当するおそれがあると判断される場合には、指名・報酬委員会において解任の是非を審議・検証し、取締役会において決定する。

- ① 公序良俗に反する行為を行った場合（反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係が認められた場合を含む）
- ② 法令または定款その他当社グループの規程等に違反し、当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせた場合
- ③ 「取締役および執行役員候補者選定基準」に定める資質が認められないこととなった場合
- ④ 当社グループにおいて著しい業績不振を招いた場合（代表取締役およびＣＥＯ 社長執行役員にのみ適用）
- ⑤ 担当事業または担当領域において著しい業績不振または業務の停滞を招いた場合（執行役員にのみ適用）
- ⑥ 健康上の理由等により職務遂行に著しい支障が生じた場合

3 取締役会の実効性評価について

当社は、取締役会が適切に機能していることを検証するために、事業年度ごとに、その実効性に関する分析・評価を実施することとしております。具体的には、全取締役を対象とする質問票への回答に基づき、取締役会においてその評価結果および課題を共有し、今後の取締役会のあり方について建設的な議論を行うこととしております。

当事業年度における分析・評価は、外部機関の助言を得ながら以下の方法で行いました。まず、取締役会の構成員である全ての取締役を対象にアンケートを実施いたしました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。なお、アンケートの内容としては、取締役会の運営、議論およびモニタリング機能等のほか、社外取締役のパフォーマンス、指名・報酬委員会の運営、監査等委員会の運営等、複数の観点から実施しております。

評価結果の概要として、まず取締役会の運営等について、取締役会の構成員は、知識・経験・専門性、職歴、年齢、ジェンダー等の観点で多様性を備えたものとなっていること、取締役会は十分な開催頻度が確保されていること、形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされていること等の評価結果が得られております。また、議論についても経営戦略、経営計画の決定にあたって収益力・資本効率などを意識して十分な議論が行われていること等の評価結果が得られております。さらに、株主との対話について、IR活動等により株主（投資家）との対話の状況について取締役会に適切にフィードバックした上で取締役会の審議事項として十分に議論がなされていること等の評価結果が得られております。

また、社外取締役に關し、そのパフォーマンスについて、積極的に、取締役会に対し専門的な見地から助言を提供しまたは効果的な質問を行っていること、取締役会において自らの発言に責任を持ち、簡潔かつ付加価値の高い発言を十分に行っていること等の評価結果が得られております。また、指名・報酬委員会の運営についても、指名・報酬に関する重要な役割を果たしていること、事務局の準備・提案が十分に機能していること、また各委員が自由に意見交換できる環境が整っていること等の評価結果も得ております。さらに、監査等委員会についても、適切な監査方針および監査計画を策定し、法令に定められた個別の事項のほか会計監査等を行うとともに、内部統制システムが適切に構築、運営されているかを十分な深度・頻度で監査していること、また独立性と監査の実効性の双方を考慮した上で、職務執行を行うにあたり必要かつ適切な頻度で執行役員等と面談していること等の評価結果も得ております。

従いまして、各評価結果について概ね良好な結果が得られていることから、取締役会全体として適切に機能しており、実効性は確保されているものと判断しております。

一方、取締役会の運営について、取締役会への情報・資料の提供を支援する体制のさらなる充実、取締役会のモニタリング機能について、子会社を含めたグループ全体の内部統制システムの構築・運用状況の監督・監視、また、取締役会の議論について、人的資本・知的財産の投資、人材に関する議論の機会の適切な確保に関して課題が抽出されております。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、かかる課題について十分な検討を行った上で迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

2024年度の主な評価項目および評価結果

評価項目

取締役会の在り方	取締役会のモニタリング機能	トレーニング
取締役会の構成	(監査等委員以外の) 社内取締役のパフォーマンス	株主（投資家）との対話
取締役会の運営	社外取締役のパフォーマンス	指名・報酬委員会の運営
取締役会の議論	取締役に対する支援体制	監査等委員会

評価結果

取締役会の運営等	- 取締役会の構成員は多様性を備えたものとなっている - 開催頻度は十分に確保されている - 形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされている
取締役会の議論	経営戦略、経営計画の決定にあたって収益力・資本効率などを意識して十分な議論が行われている
株主との対話	IR活動等により株主（投資家）との対話の状況について取締役会に適切にフィードバックした上で取締役会の審議事項として十分に議論がなされている
社外取締役のパフォーマンス	- 業務執行の監督の一環として経営戦略・経営計画やリスク管理の観点から、大局的な目線で（細部にわたるすぎない）適切な発言・指摘を行っている - 取締役会において自らの発言に責任を持ち、簡潔かつ付加価値の高い発言を十分に行っている
指名・報酬委員会の運営	- 指名・報酬に関する重要な役割を果たしている - 事務局の準備・提案が十分に機能している - 各委員が自由に意見交換できる環境が整っている
監査等委員会	- 適切な監査方針および監査計画を策定し、法令に定められた個別の事項のほか会計監査等を行うとともに、内部統制システムが適切に構築、運用されているかを十分な深度・頻度で監査している - 独立性と監査の実効性の双方を考慮した上で、職務執行を行うにあたり必要かつ適切な頻度で執行役員等と面談している

取締役会全体として適切に機能しており、実効性は確保されている

2025年度に対応すべき課題

取締役会の運営	取締役会への情報、資料の提供を支援する体制のさらなる充実
取締役会のモニタリング機能	子会社を含めたグループ全体の内部統制システムの構築・運用状況の監督・監視
取締役会の議論	人的資本・知的財産の投資、人材に関する議論の機会の適切な確保

取締役会の更なる機能の向上

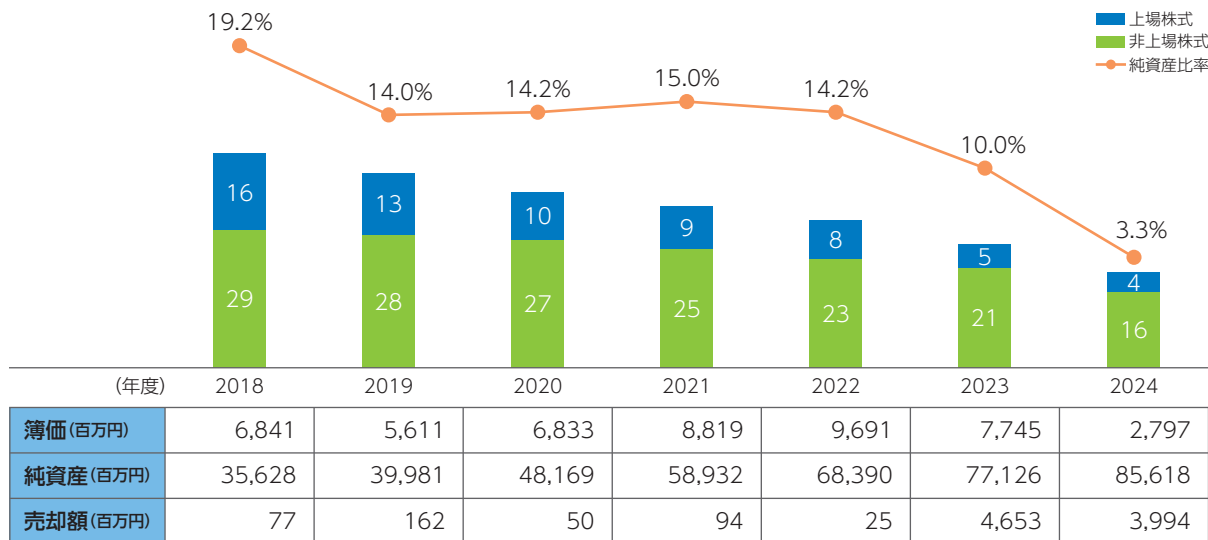
4 当社の政策保有株式に関する考え方について

当社は、原則として政策保有株式を保有しない方針とし、2025年3月末までに政策保有株式の連結純資産に占める割合を10%未満にするべく対応を進めてまいりました。個別の政策保有株式につきましては、SWCCグループの中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断される場合において限定的に保有し、取引先との十分な対話を経た上で、今後も政策保有株式の縮減を進めてまいります。

政策保有株式に関する基本方針

- ① 原則として保有しないことを基本方針とする。
- ② やむを得ず保有を継続する場合、合理性を厳格に検証する。
- ③ 当該株式に関する議決権行使は、当社の企業価値向上の貢献等に鑑みて総合的に判断する。

政策保有株式の推移



(注) 銘柄数および連結純資産に対する期末貸借対照表計上額の割合は、昭和電線ホールディングス株式会社および昭和電線ケーブルシステム株式会社（連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社）を対象としております。なお当社は、2023年4月1日付で昭和電線ケーブルシステム株式会社を吸収合併するとともに、SWCC株式会社に商号変更を行っております。

以上

1
企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

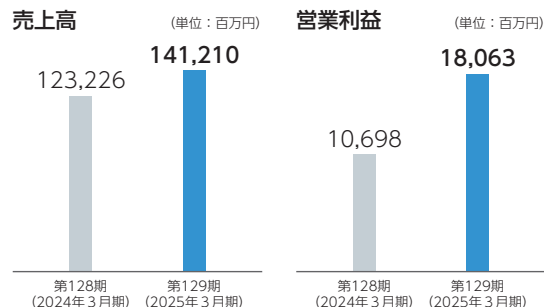
当連結会計年度におけるＳＷＣＣグループを取り巻く事業環境は、物価と賃金が上昇する好循環を背景に景気は緩やかな回復を見せましたが、「2024年問題」を背景とする労働力不足や物資高騰などが懸念される状況で推移いたしました。また、2025年に入ってから、米国の関税政策をはじめとする経済政策動向、不安定な国際情勢など、依然先行き不透明な状況が続いております。しかしながら、国内電力インフラ向けは、脱炭素社会の実現に向けた取り組みや、半導体・デジタル分野への投資拡大、さらに工事の年間平準化の進展も相まって、好調に推移しました。また、国内建設関連向けについては、当初想定していた前年度の電線需給逼迫からの反動は見られず、堅調に推移しました。一方で、自動車関連市場では、一部国内自動車メーカーの生産・出荷停止による調整局面等の影響が続きました。

このような環境下、ＳＷＣＣグループの当連結会計年度の業績として、売上高は2,378億62百万円（前年度比11.2％増）、営業利益は209億35百万円（前年度比63.2％増）、経常利益は112億72百万円（前年度比7.7％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は114億円（前年度比29.0％増）となりました。

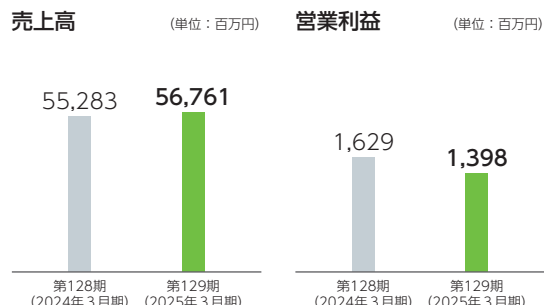
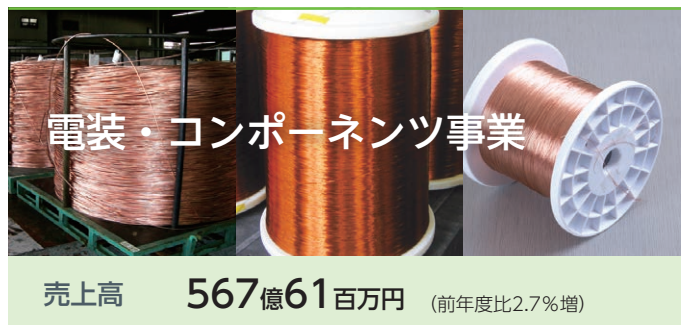
なお、当社の持分法適用会社の親会社である富通集团有限公司の経営状況が悪化したことに起因し、持分法適用会社に対する当社の出資額および債権について、持分法による投資損失（78億円）および貸倒引当金繰入額（12億円）を営業外費用に計上いたしました。また、当該持分法適用会社に対しては、最大限のリスクを織り込んだことから、本件に関する今後の損失の発生の見込みはございません。

	第128期 (2024年 3月期)	第129期 (2025年 3月期)	前年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	213,904	237,862	23,958	11.2
営業利益	12,824	20,935	8,110	63.2
経常利益	12,213	11,272	△941	△7.7
親会社株主に帰属する当期純利益	8,838	11,400	2,561	29.0

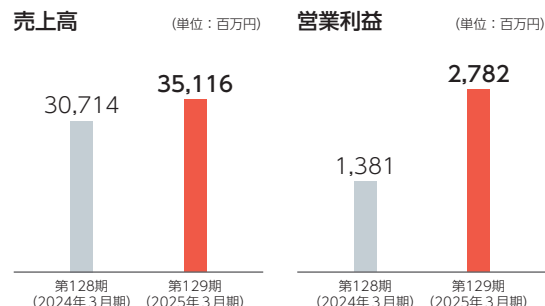
次にセグメントの状況をご説明いたします。



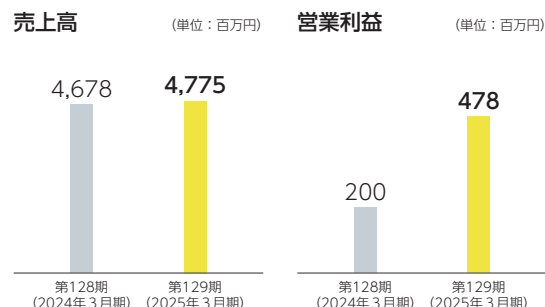
電力インフラ向けは、戦略製品であるSICONEX[®]の増産投資が旺盛な需要を捉え、受注を拡大しました。さらに電力会社のレベニューキャップ対応や施工人員の適正確保を目的とする工事案件の年間平準化を背景とする構造的な収益改善に加え、年間を通じて工事案件の受注が高まったことから、大幅な増収増益となりました。また、国内建設関連向けは、エネルギー・原材料等の価格高騰を織り込んだ販売価格見直しに加え、DX推進や各種生産性向上の施策を進め、堅調に推移した需要を捕捉しました。これらの結果、当事業における売上高は1,412億10百万円（前年度比14.6%増）、営業利益は180億63百万円（前年度比68.8%増）となりました。



xEV向け高機能製品は、一部国内自動車メーカーの生産・出荷停止による調整局面が続ぎ、低調に推移しました。一方で一般汎用巻線については、重電向けが概ね堅調に推移するも、産業機械向けは低調に推移しました。これらの結果、当事業における売上高は567億61百万円（前年度比2.7%増）、営業利益は13億98百万円（前年度比14.1%減）となりました。



通信ケーブルは販売価格見直しの効果に加え、データセンターを含む建設関連向けと車載高速通信ケーブルの需要が堅調に推移しました。また、事務機器用ローラについても、収益改善の取り組み効果に加え、個人、オフィス向けのほか産業向けの需要回復に伴い堅調に推移しました。一方で、ワイヤハーネスは、日系家電メーカーの国内および中国での販売不振の影響が続きました。これらの結果、当事業における売上高は351億16百万円（前年度比14.3%増）、営業利益は27億82百万円（前年度比101.4%増）となりました。



売上高は47億75百万円（前年度比2.1%増）、営業利益は4億78百万円（前年度比139.3%増）となりました。

(注) 各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含めておりません。

(2) 対処すべき課題

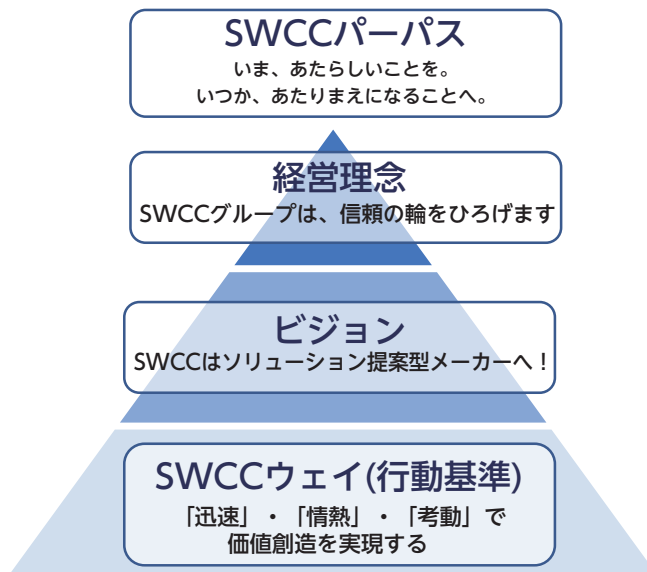
SWCCグループを取り巻く経営環境につきましては、少子高齢化による労働人口減少、米国の関税政策に伴う原材料価格の上昇やサプライチェーンの混乱、さらに国際情勢の不透明化など、先行きに対する不確実性はより一層高まってきております。その中で、当社が直面する主要課題の一つである労働力不足への対応として、特に、エネルギー・インフラ事業において、2024年問題による施工面および物流面への労働力不足に対し、「製品（ユニバーサルデザインの推進）」「人（サステナブル人材教育の確立）」「物流（ロジスティクスのDX推進）」の3つの視点から、省力化・省人化・作業効率化を推進し、着実に対策を推進しております。

また、事業セグメントでは、エネルギー・インフラ事業の中長期的に堅調な国内電力インフラ需要において、戦略製品SICONEX®のさらなる増産投資により確実に業績を向上させ、当社の成長を牽引していきます。これに対し、モビリティや半導体などを成長領域とする電装・コンポーネンツ事業と光ファイバe-Ribbon®等でグローバル展開を推し進める通信・産業用デバイス事業を、次期連結会計年度より通信・コンポーネンツ事業として統合し、エネルギー・インフラ事業に並ぶ第2の成長の柱として、事業拡大を目指します。なお、2025年3月、株式会社TOTO KUの株式取得による子会社化は、通信・コンポーネンツ事業のモビリティおよび半導体領域における川下戦略を加速させるものです。

なお、「1. 企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過およびその成果」に記載の中国の持分法適用会社の対応につきましては、中国の政府機関等と協力しながら対処に努めてまいります。

① SWCCグループの理念体系

SWCCグループは策定したSWCCパーパスを上位概念として理念体系を整備しております。

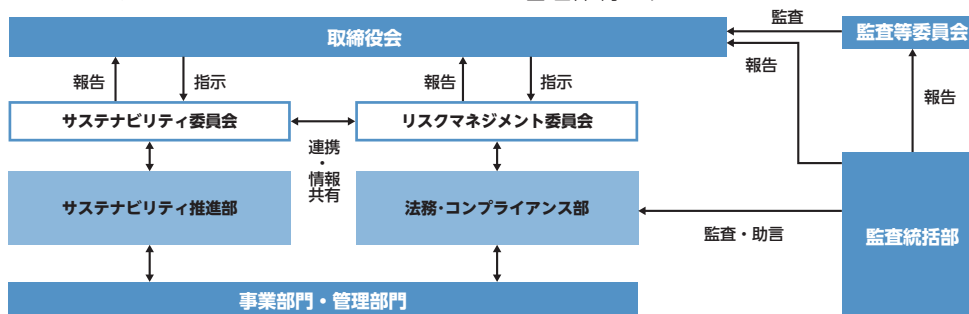


② サステナビリティ経営の強化

SWCCグループは、1936年の創業以来、社会インフラを支える企業として様々な社会課題解決型ビジネスに取り組み、持続可能な社会の発展に貢献してまいりました。サステナビリティの取り組みについては、経営上の重要課題であるとの認識からこれまでも力を入れてまいりましたが、2022年から新たに「サステナビリティ委員会」を設置し、「サステナビリティ基本方針」の策定や「マテリアリティ（重要課題）」の特定など、サステナビリティ経営に向けた取り組みを加速させるためのガバナンスおよびリスク管理体制の整備や施策の展開を図ってまいりました。マテリアリティに紐づくKPIや施策は、経営戦略全般との整合性がとられており、これを推し進めることで、事業戦略や財務戦略との相乗効果が生まれてまいります。

(i) ガバナンスおよびリスクの管理体制

以下は、SWCCグループのガバナンスおよびリスクの管理体制です。



SWCCグループの全社的なリスクマネジメントに関しては、「リスクマネジメント委員会」を中心とするリスクマネジメント体制を整備しております。具体的には、SWCCグループのリスク管理に関する責任者である代表取締役 CEO 社長執行役員を委員長とし、委員長が任命した当社の執行役員・フェローを委員とする「リスクマネジメント委員会」にて、事業部門等で実施したリスクの評価や対応策を議論の上、リスクマネジメント計画やリスク施策の進捗管理を実施し、取締役会に報告を行っております。また、リスク統括部門として法務・コンプライアンス部内にリスクマネジメント部署を設置し、規則・ガイドラインの制定、教育研修およびモニタリングの実施等、グループ全体のリスク管理を統括し、事業の継続発展のために不可欠な全社的なリスクマネジメント体制の強化を図っております。

さらに、事業部門や管理部門で定常的に発生するリスクへ迅速に対応するため、リスク事象が発生した場合に担当部門よりリスク統括部門へ迅速にリスク情報を提供する仕組みとなる「リスクー報制度」を導入し、緊急かつ重大な事象についてはリスクマネジメント委員や常勤監査等委員と情報共有し、対応を協議・検討しております。

なお、環境、社会、ガバナンス関連のリスクについては、サステナビリティ推進部とも連携・情報共有を図っております。

(ii) マテリアリティテーマと取り組み

以下は、SWCCグループの5つのマテリアリティテーマ（「技術」、「環境」、「地域」、「人」、「ガバナンス」）のうち「人」と「環境」に関する取り組みの内容です。

【人】「ひとが輝く」

SWCCグループでは、「変革」「挑戦」「成長」を人事戦略の柱に、組織風土の刷新、人的資本投資の仕組み作り等の課題に取り組んでいます。省人化・オートメーション化によりシニアや女性も活躍できる製造現場への変革を進め、研修制度やキャリア形成の仕組みを高度化し、1人当たりの収益性向上による平均年収の向上につなげていきます。また、従業員持株会制度活性化により、社員と会社の価値共有も進めています。2024年1月には、グループ人権方針を策定し、差別やハラスメントの禁止、労働安全衛生など、役職員への理解を深化させ、負の影響に対する予防・軽減・是正に取り組んでいきます。当社は今後もこれまで取り組んできた人的資本経営をさらに推し進め、「ひとが輝く」企業を目指します。

<マテリアリティ指標およびKPI>

指標・KPI	2024年度実績	2025年度計画	2026年度目標	2024年度所見と2025年度施策
管理職に占める女性比率	7%	8%	8%	2024年度はSWCCarat（カラット）の活動として、従来の女性社員向けの研修のほか、アンコンシャス・バイアスへの気づき・理解促進のため、ハンドブックの発刊・同内容をテーマとしたワークショップを開催した。2025年度も同様の取り組みを継続するとともに、女性母集団拡大のため大学とのコネクションを強化する。
課長職以上に占める女性比率	5%	8%	10%	

指標・K P I	2024年度実績	2025年度計画	2026年度目標	2024年度所見と2025年度施策
従業員1人当たり 年平均研修時間	23時間	30時間	40時間	2024年度は、エキスパート向けの研修を拡充した。モノづくり人財開発センターで技術者向けの研修体系を充実させた。2025年度は技能職向けキャラバンとEラーニングを新設し、体制を強化する。総合職・業務職は、Eラーニングを軸としたSWCC研修通信の定期発信による自律学習の支援と、キャリア向けの研修を開催し、組織文化醸成の強化を図る。社員の自律を推進していく取り組みとして方針展開（部門）と目標管理（個人）に「自律型学習」の項目を設定し、部門・個人の教育時間を管理していく。
休業災害度数率	0.66	0.23	0.23	2024年度は、休業災害は減少したが、軽微な災害が微増であった。安全衛生活動診断、教育、職場巡視を実行し、従業員の安全意識を高めるとともに、リスクアセス活動により安心・安全な職場環境を構築する。
エンゲージメント スコア	44	45	46以上	2024年度はエンゲージメント向上施策を加速させるため、調査会社の変更を行った。さらに恒久的な取り組みとするため、2026年度目標を再設定した。2025年度は横断的な施策として「施設環境」「評価基準の透明性」の向上に取り組むほか、現場ごとに個別課題を取り上げ、解決に取り組む。長期目標をスコア55とし、実現に向けた施策を展開していく。

< K P I 選定の理由と財務的な影響への認識 >

ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組みやエンゲージメントスコアを高めることが、若手をはじめとする優秀な人材確保と1人あたりの生産性向上につながり、ひいては当社の変革と成長を推し進めこれまでにない成長のステージを実現することにつながると認識しております。

【環境】「地球にやさしい」

SWCCグループは、信頼とイノベーションで「社会課題の解決」と「企業価値向上」を図り、サステナブルで豊かな未来社会を創るという基本方針に基づき毎年の環境方針を定め、グループ全体で環境保全活動に取り組んでいます。2020年には、新たな環境ビジョンとして環境中長期計画「Green Plan 2050」を策定、長期ビジョンおよび2030年目標を掲げており、また、気候変動問題に関しては、2022年5月よりT C F D(気候関連財務情報開示タスクフォース)の提言に賛同表明しています。

環境中長期計画「Green Plan 2050」で掲げた長期ビジョンおよび2030年目標達成を実現するための5ヶ年目標として、現在、第7次環境自主行動計画（2021～2025年度）を推進しています。第7次環境自主行動計画では日本国内のグループ主要事業場を対象とし、主要テーマとして「CO₂排出量削減」、「廃棄物の最終処分量削減」、「水使用量削減」に取り組んでいます。



※ T C F D 提言に基づく情報開示の詳細はこちらをご覧ください。

https://www.swcc.co.jp/jpn/news/images/220525B_PRESS_RELEASE.pdf



※ 2025年度および2030年度のCO₂排出削減目標の見直しについてはこちらをご覧ください。

https://www.swcc.co.jp/jpn/news/detail/2022/news_4135.html

<マテリアリティ指標およびK P I>

指標・K P I	2024年度実績	2025年度計画	2030年度目標	2024年度所見と2025年度施策
温室効果ガス（CO ₂ ）排出量 （燃料＋電気）	2013年度比 50%減	2013年度比 50%減 (当初目標は45%減)	2013年度比 50%減 (目標を見直し予定)	2024年度は、各拠点での電力 使用量および燃料使用量の削減 とグリーン電力の導入拡大が進 み、CO ₂ 排 出 量 削 減 実 績 が 2030年度目標値に到達した。 2025年度はCO ₂ 削減への活動 は維持しつつ、太陽光発電の増 設や非化石由来の電気活用など 再エネ導入率を高めていく。
再生可能エネルギーの 社内導入率 (非化石由来のエネルギーを含む)	24%	30%	50%	
廃棄物の 最終処分量	2018年度比 90%減	2018年度比 90%減 (当初目標は80%減)	2018年度比 85%減 (目標を見直し予定)	2024年度は、埋立から各種リ サイクルへの転換を積極的に進 め、最終処分量の削減が進み目 標を上回る実績となった。 2025年度も活動量増加による 排出量の増加は想定されるも、 製品設計から廃棄までの環境配 慮の取り組みを継続し、資源循 環を推し進める。
水使用量	2018年度比 35%減	2018年度比 35%減 (当初目標は25%減)	2018年度比 50%減	2024年度は、循環水への転換 などにより使用量の多い拠点で の削減が進展したことから、前 年度より大幅に使用量を削減で きた。2025年度以降も、循環 利用、ムダ取り等により削減を 図るが、引き続き活動量増加に よる影響が見込まれるため、 2030年度目標について懸念が あり、目標値の見直しも検討し ている。

<K P I 選定の理由と財務的な影響への認識>

サプライチェーン・バリューチェーンの中で役割を果たすことが重要であり、中長期でサステナブルな企業として存続する上で必要なK P Iとして選定しております。また、環境対応の遅れは、追加コストの発生やレピュテーションリスクにつながるなど事業経営に大きな影響を及ぼすと認識しております。

S W C Cグループは、これからもサステナビリティ基本方針に基づき、信頼とイノベーションにより、「社会課題の解決」と「企業価値向上」を図り、サステナブルで豊かな未来社会の創造に貢献してまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度においては、総額68億30百万円の設備投資を実施いたしました。主な内訳といたしましては、エネルギー・インフラ事業における茨城工場の生産能力向上に伴う伸線設備の導入、電装・コンポーネンツ事業におけるモビリティ市場向け新製品の開発、ならびに通信・産業用デバイス事業における通信ケーブルの生産能力向上に伴う設備投資が挙げられます。

このほか、グループ全体での大規模統合システムの改修や、老朽化した設備の更新にかかる投資も実施いたしました。

また当連結会計年度において、当社の固定資産である相模原事業所の土地の一部を売却いたしました。

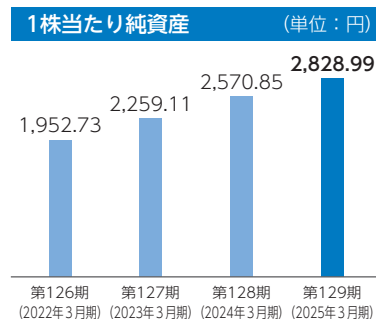
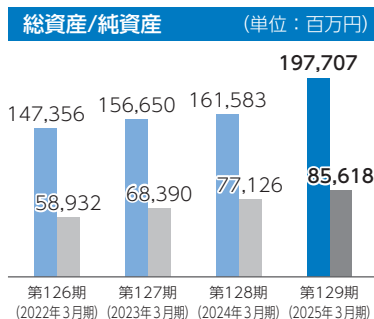
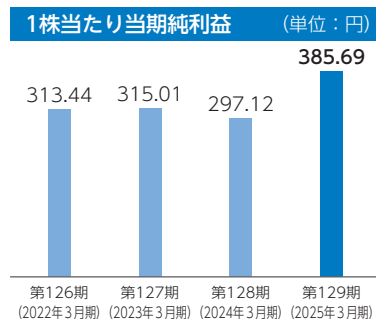
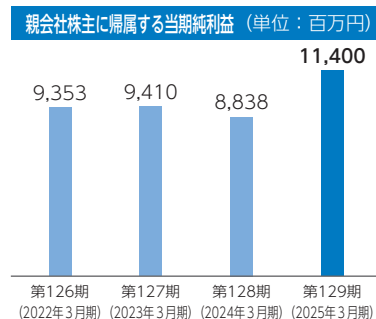
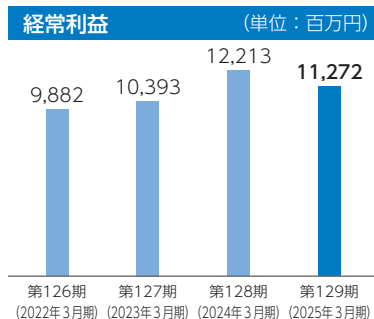
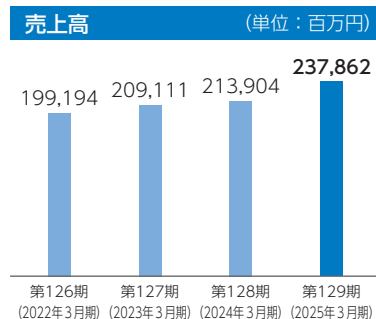
(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 重要な企業再編等の状況

当社は、2025年3月27日付で、株式会社日本政策投資銀行と共同で株式会社T O T O K Uの発行済株式の全てを取得し、同社およびその子会社を当社の連結子会社といたしました。当社は株式会社T O T O K U株式の51.0%を保有しております。

(6) 財産および損益の状況の推移



		第126期 (2022年3月期)	第127期 (2023年3月期)	第128期 (2024年3月期)	第129期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	199,194	209,111	213,904	237,862
経常利益	(百万円)	9,882	10,393	12,213	11,272
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	9,353	9,410	8,838	11,400
1株当たり当期純利益	(円)	313.44	315.01	297.12	385.69
総資産	(百万円)	147,356	156,650	161,583	197,707
純資産	(百万円)	58,932	68,390	77,126	85,618
1株当たり純資産	(円)	1,952.73	2,259.11	2,570.85	2,828.99

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(期中平均自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(期末自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。
3. 第129期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産の算出において控除する自己株式には、従業員持株会支援信託E S O Pが保有している当社株式を含めております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
S F C C株式会社	1,620	80	建設関連向け汎用電線・ケーブルの製造販売
富士電線株式会社	318	100	消防用電線、被覆線および通信ケーブルの製造販売
株式会社アクシオ	310	100	セキュリティ・ソリューション、ソフトウェア開発・運用保守、ネットワーク構築・運用保守、LAN施工
株式会社SDS	100	100	電線・ケーブル、付属品、振動防止装置およびワイヤハーネス等の販売
株式会社ロジス・ワークス	95	100	貨物自動車運送、倉庫管理、出荷および配送ならびに電線用ドラム等の製造販売ならびに電線・ケーブルの解体加工
昭光機器工業株式会社	80	100	電線・ケーブル用付属品および配電用機器の製造販売
株式会社昭和サイエンス	40	81.0	振動防止装置等の製造販売、振動防止工事等の設計・施工
株式会社エステック	20	100	電気工事等の設計・施工・監理
愛世達喜（上海）投資有限公司	13,300千米ドル	100	中国国内グループ会社の経営管理、経理・財務支援
香港昭和有限公司	84,300千香港ドル	100	電線・ケーブル、電子機器部品およびワイヤハーネスの販売
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	7,000千米ドル	100	複写機用部品の製造販売
嘉興昭和機電有限公司	5,150千米ドル	※ 98.5	ワイヤハーネスの製造販売
福清昭和精密電子有限公司	3,400千米ドル	※ 100	複写機用部品の製造販売
東莞昭和機電有限公司	24,207,336人民元	※ 98.5	ワイヤハーネスの製造販売
SWCC SHOWA VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	45,100百万ドン	100	ワイヤハーネスの製造販売

(注) 1. ※は間接保有を含む比率であります。

2. 昭和電線電纜(上海)有限公司は、2024年9月10日付で愛世達喜（上海）投資有限公司に商号変更いたしました。

3. 香港昭和有限公司は、2025年3月31日付で解散いたしました。

4. 当社は、2025年3月27日付で株式会社T O T O K Uの株式を株式会社日本政策投資銀行と共同で取得し、同社およびその子会社を当社

の連結子会社といたしました。対象会社は次のとおりです。

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社TOTOKU	6,739	51.0	電線、ヒータ製品、ケーブル加工品、線材加工品の製造販売
株式会社特電	48	※ 40.2	プラスチックボビン、電線の製造販売
株式会社トクデンプロセル	45	※ 51.0	電線の販売、電線加工品の製造販売
東特（浙江）有限公司	89,393,052人民元	※ 51.0	電線、ヒータ製品、ケーブル加工品の製造販売
TTI LAGUNA PHILIPPINES INC.	3,387千米ドル	※ 51.0	電線加工品の製造、販売
PT. TOTOKU INDONESIA	2,300千米ドル	※ 51.0	電線加工品の製造、販売

③ 企業結合の成果

当連結会計年度末日現在で当社の連結子会社は21社であり、持分法適用関連会社は4社であります。

当連結会計年度の売上高は2,378億62百万円（前年度比11.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は114億円（前年度比29.0%増）となりました。

(8) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

次の製品の製造販売および工事の設計、請負等を行っております。

区 分	品 名
エネルギー・インフラ事業	電線、電力ケーブル、電力機器、エンジニアリング、アルミ線、機器電材、免震装置、制振・防振
電装・コンポーネンツ事業	巻線、裸線、無酸素銅、銅合金線、自動車用電線
通信・産業用デバイス事業	通信ケーブル、光加工品、機器用電線、ワイヤハーネス、精密デバイス
その他	ネットワークソリューション、物流他

(9) 主要な拠点等 (2025年3月31日現在)

① 当社

S W C C株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
	事業所：相模原市中央区、三重県いなべ市、宮城県柴田郡柴田町、愛知県豊川市

② 子会社

S F C C株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
	事業所：三重県いなべ市、茨城県古河市
富士電線株式会社	本 社：神奈川県伊勢原市鈴川10番地
	事業所：神奈川県伊勢原市、山梨県南アルプス市
株式会社アクシオ	本 社：東京都品川区西五反田二丁目12番19号
株式会社SDS	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
株式会社ロジス・ワークス	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
	事業所：川崎市川崎区、大阪府枚方市
昭光機器工業株式会社	本 社：相模原市中央区田名塩田一丁目10番3号
	事業所：東京都大田区
株式会社昭和サイエンス	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
	事業所：相模原市中央区
株式会社エステック	本 社：川崎市川崎区小田栄二丁目1番1号
愛世達喜（上海）投資有限公司	本 社：中国上海市長寧区仙霞路137号盛高国際大廈23A室
香港昭和有限公司	本 社：香港九龍尖沙咀科学館道1号康宏広場南座701室
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	本 社：Plot B8,Thang Long Industrial Park, Dong Anh Dist., Hanoi, Vietnam
嘉興昭和機電有限公司	本 社：中国浙江省嘉興市雲海路825号
福清昭和精密電子有限公司	本 社：中国福建省福清市融僑経済技術開発区清華路南側
東莞昭和機電有限公司	本 社：中国広東省東莞市莞龍路段獅龍路莞城科技园内
SWCC SHOWA VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	本 社：D1 Road, Yen My II Industrial Park, Trung Hung Commune,Yen My District, Hung Yen Province, Vietnam

(注) 1. 昭和電線電纜(上海)有限公司は、2024年9月10日付で愛世達喜（上海）投資有限公司に商号変更いたしました。

2. 香港昭和有限公司は、2025年3月31日付で解散いたしました。

3. 当社は、2025年3月27日付で株式会社T O T O K Uの株式を株式会社日本政策投資銀行と共同で取得し、同社およびその子会社を当社の連結子会社といたしました。対象会社は次のとおりです。

株式会社T O T O K U	本 社：東京都港区西新橋1丁目2番9号
	事業所：長野県上田市
株式会社特電	本 社：長野県上田市長瀬3183番地
	事業所：山口県光市、長野県佐久市
株式会社トクデンプロセル	本 社：群馬県高崎村上佐野町714番地
	事業所：群馬県高崎市
東特（浙江）有限公司	本 社：中国浙江省平湖経済開発区平成路2188号
TTI LAGUNA PHILIPPINES INC.	本 社：Bldg.5 Panorama Compound 5, Laguna Technopark Annex, Binan, Laguna, 4024 Philippines
PT. TOTOKU INDONESIA	本 社：Blok A-II NO.29 ST-4 I&J, Kawasan Berikat Kota Bukit Indah, Purwakarta, 41181 Indonesia

(10) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数 (名)	前年度末比増減人数 (名)
エネルギー・インフラ事業	1,353	36
電装・コンポーネンツ事業	359	△15
通信・産業用デバイス事業	1,638	△65
その他	665	5
合 計	4,015	△39

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（年間平均人員315名）は含んでおりません。
2. 当社は、2025年3月27日付で株式会社TOTOの株式を株式会社日本政策投資銀行と共同で取得し、同社およびその子会社を当社の連結子会社としたことに伴い使用人数が930名増加いたしました。が、「①企業集団の使用人の状況」には含めておりません。

② 当社使用人の状況

使用人数 (名)	前年度末比増減人数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,453	16	44.5	16.8

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	7,180
株式会社りそな銀行	5,745
株式会社横浜銀行	4,345
株式会社三井住友銀行	3,136
三井住友信託銀行株式会社	2,090

2 会社の株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,697,486株 (自己株式1,129,375株を除く。)
- (3) 株主数 11,745名 (前期末比503名減)
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	出資比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,929	16.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,563	8.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,432	8.1
J X 金属株式会社	979	3.2
富国生命保険相互会社	892	3.0
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC	687	2.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	569	1.9
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 385598	522	1.7
CEPLUX－COLUMBIA THREADNEEDLE（LUX） I	486	1.6
JP MORGAN CHASE BANK 385781	398	1.3

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,129,375株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 出資比率は自己株式（1,129,375株）を控除して計算しております。
3. 自己株式（1,129,375株）には、従業員持株会支援信託 E S O P 導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）保有の当社株式（125,200株）は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役、および社外取締役を除く。）	3,440株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員に関する事項（5）取締役の報酬等 ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

(6) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(7) その他株式に関する重要な事項

従業員持株会支援信託 E S O P の内容

当社は、2024年2月2日開催の取締役会において、S W C C グループの従業員に対する福利厚生制度の充実および S W C C グループの中長期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託 E S O P」（以下、「本制度」という。）の導入を決議しております。本制度の導入に伴い、2024年2月21日付で当社は自己株式156,000株（477百万円）を第三者割当により本制度へ一括して処分しております。なお、2025年3月31日現在、本制度が保有する自己株式数は、125,200株であります。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 ・取締役会議長 (CEO 社長執行役員)	長谷川 隆代	グループ経営統括、品質統括担当 HOYA株式会社 社外取締役
代表取締役 (COO 副社長執行役員)	小又 哲夫	グループ経営戦略、BD戦略、IR戦略、国内外グループ会社管理担当
取締役 (監査等委員)	坂倉 裕司	指名・報酬委員会委員長
取締役 (監査等委員)	市川 誠一郎	監査等委員会委員長
取締役 (監査等委員)	棕野 貴司	
取締役 (監査等委員)	西村 美奈子	
取締役 (常勤監査等委員)	山口 太	

- (注) 1. 2024年6月25日開催の当社第128期定時株主総会において、次のとおり新たに選任され、就任いたしました。
- 取締役 小又哲夫
取締役（常勤監査等委員） 山口太
2. 2024年6月25日開催の当社第128期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、次のとおり退任いたしました。
- 取締役 張東成
取締役（常勤監査等委員） 戸川隆
3. 2025年4月1日付で次のとおり取締役の会社における地位および担当の一部を変更いたしました。

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 ・取締役会議長	長谷川 隆代	HOYA株式会社 社外取締役
代表取締役 (CEO 社長執行役員)	小又 哲夫	

4. 取締役のうち、坂倉裕司、市川誠一郎、棕野貴司および西村美奈子は社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査等委員山口太は、長年にわたり経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査、監督機能を強化するために取締役山口太を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 執行役員の状況 (2025年4月1日現在)

会社における地位	氏名	担当
CEO 社長執行役員	小又 哲夫	
専務執行役員	川瀬 幸雄	事業セグメント統括、事業所担当
常務執行役員	上條 俊春	コーポレート統括、グループ会社統括、財務戦略、ＩＲ・広報戦略、人事、法務、リスクマネジメント担当
常務執行役員	今井 啓隆	経理、総務、シェアードサービス担当
常務執行役員	井上 和彦	通信・コンポーネンツ事業セグメント長 富士電線株式会社代表取締役社長
執行役員	森口 至郎	エネルギー・インフラ事業セグメント長 ＳＦＣＣ株式会社代表取締役社長
執行役員	大竹 潔	通信・コンポーネンツ事業セグメント長補佐 産業用デバイス担当
執行役員	遠山 繁	エネルギー・インフラ事業セグメント長補佐 電力事業担当
執行役員	瀬間 信幸	Smart Stream事業担当
執行役員	秋元 義輝	通信・コンポーネンツ事業セグメント長補佐 モビリティ担当
執行役員	森下 裕一	技術企画、研究開発、知財戦略担当
執行役員	志賀 紀幸	品質、安全衛生、サステナビリティ担当
執行役員	馬場 大吾	営業統括、営業戦略担当
執行役員	北川 陽一	事業戦略、物流改革、資材担当
執行役員	松井 政樹	経営戦略、財務担当
執行役員	沈 恒偉	ＩＴ戦略、ＡＩ活用推進、サイバーセキュリティ担当
執行役員	牧 謙	株式会社ＴＯＴＯＫＵ事業担当 株式会社ＴＯＴＯＫＵ代表取締役社長 最高経営責任者

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および国内外の子会社の取締役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	130 —	69 —	45 —	16 —	3 —
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	68 49	68 49	— —	— —	6 4
合 計 （うち社外取締役）	198 49	137 49	45 —	16 —	9 4

(注) 1. 上記には、2024年6月25日開催の当社第128期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名および取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立性および客観性を担保するために、独立社外取締役を構成員とする任意の指名・報酬委員会における審議・答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考にしながら設定しております。

また、報酬構成として、取締役（業務執行を行わない取締役または監査等委員である取締役を除く。）については固定報酬、変動報酬である短期インセンティブ報酬としての年次業績連動報酬、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的とする長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬の3つの報酬構成としております。短期および長期の視点による経営への取り組みを促すことにより、成果に対して適切に報いることができる報酬構成としております。

なお、業務執行を行わない取締役または監査等委員である取締役については経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にはないことから、インセンティブ報酬を含まない固定報酬のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

（イ）報酬構成

取締役（業務執行を行わない取締役または監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬は、固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬で構成されます。なお、2025年度の報酬構成は次のとおりです。

【構成図】

種類	割合 ※ 1・※4	内容
固定報酬	100	基本報酬と取締役各人の職務・職責に応じて支給する職務付加報酬で構成されます。なお、基本報酬は、役職ならびにその重要度および難易度に応ずるものとし ます。
業績連動報酬	55	短期インセンティブ報酬となる年次業績連動報酬の金銭による支給額は、当該事業年度の期初に公表された営業利益およびＲＯＩＣの業績予想値に対し105%を乗じた営業利益目標値およびＲＯＩＣ目標値における達成度に応じた会社業績指標の他、ＥＳＧ関連指標、具体的には再生可能エネルギーの社内導入率、温室効果ガス（ＣＯ₂）排出量、休業災害度数率およびエンゲージメントスコアに対する達成項目数から決定しております。 報酬の指標、算式および年次業績連動の仕組みなどは以下のとおりです。 ①会社業績指標 営業利益達成率（Ａ）およびＲＯＩＣ達成率（Ｂ）に応じて支給いたします。 具体的な内容は以下のとおりです。 ・営業利益達成率（Ａ）＝（当期営業利益実績値÷当期営業利益目標値）×100% ・ＲＯＩＣ達成率（Ｂ）＝（当期ＲＯＩＣ実績値÷当期ＲＯＩＣ目標値）×100% ②ＥＳＧ関連指標 再生可能エネルギーの社内導入率（Ｃ）、温室効果ガス（ＣＯ₂）排出量（Ｄ）、休業災害度数率（Ｅ）およびエンゲージメントスコア（Ｆ）のうち達成項目数に応じて支給いたします。 ③指標を選択した理由 会社業績指標における営業利益達成率は収益性の指標として設定しており、またＲＯＩＣ達成率は資本効率性の指標として設定しております。またＥＳＧ関連指標について、当社はマテリアリティとして影響の大きい社会課題を抽出し、優先課題を特定し、テーマ別に具体的な行動方針、指標・ＫＰＩを策定しており、かかるテーマのうち特に当社として重要と考えるＥＳＧ関連指標として、再生可能エネルギーの社内導入率、温室効果ガス（ＣＯ₂）排出量、休業災害度数率およびエンゲージメントスコアを指標として設定しております。それぞれの目標値を達成することで企業価値向上につながるものと判断しております。 ④算式 年次業績連動報酬額＝固定報酬額×（会社業績における年度目標達成度（Ａ×50%＋Ｂ×50%）＋ＥＳＧ関連における年度目標達成度（Ｃ、Ｄ、ＥおよびＦのうち達成項目数に応じた達成度））

種類	割合 ※ 1・※4	内容			
		⑤年度目標達成度（割合および仕組み）			
		年度目標指標	目標値	割合※ 2	支給率
		会社業績 ・営業利益	257億円 (公表値245億円)	25%	0～150%
		会社業績 ・ＲＯＩＣ	12.9% (公表値12.3%)	25%	0～150%
		E S G関連 ・再生可能エネルギー※3の社内導入率 ・温室効果ガス（ＣＯ ₂ ）排出量 ・休業災害度数率 ・エンゲージメントスコア	30% 2013年度対比50%減 0.23以下 45	5 %	0～125%
譲渡制限付株式報酬 (長期インセンティブ報酬)	27.5	譲渡制限付株式報酬は、固定報酬の内の一定割合をその支給に充てるものとしております。 業務執行を行わない取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとしております。			

- (注) 1. 年次業績連動報酬の割合は、支給率100%と仮定した場合を記載しております。
2. 年度目標指標である会社業績およびE S G関連の割合は、支給率100%と仮定した場合を記載しております。
3. 再生可能エネルギーには、非化石由来のエネルギーを含みます。
4. 代表取締役会長に対する業績連動報酬は、固定報酬に業績連動割合45%を乗じた報酬とし、譲渡制限付株式の付与のための報酬は、役職にかかわらず固定報酬に55%を乗じた報酬に対して50%に相当する金額としております。

(ロ) 報酬割合

全体の報酬に占める固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式の付与のための報酬については、都度、指名・報酬委員会において見直されるものとします。また、これらの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、総額にして年額３億円を超えないものとします。

2020年度報酬



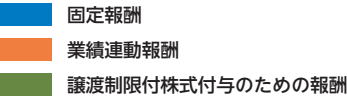
2024年度報酬



2025年度報酬



2026年度報酬（予定）



(ハ) 交付の時期等

2025年度における固定報酬の金銭報酬については、2025年度の開始月より、月額で均等に支給するものとします。また、2024年度の成果に係る業績連動報酬については、2025年6月に支給するものとします。さらに、譲渡制限付株式の付与のための報酬については、第129期定時株主総会において選任または再任されることを条件として、その翌月までに支給するものとします。

なお、2025年度の成果に係る業績連動報酬については、2026年6月に支給するものとします。

③ 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の報酬については、2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額300万円以内）とすることと決議されており、取締役の報酬額には、実質的な限度額の範囲を明確にするために、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬および使用人兼務取締役の使用人分給与を含むこととしております。なお、第123期定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、2020年6月29日開催の当社第124期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額300万円以内）の枠内で、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために、年額800万円以内で金銭報酬を支給することとしております。なお、第124期定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち社外取締役0名）となります。

- ・監査等委員である取締役の報酬については、2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会において年額800万円以内とすることと決議されております。なお、第123期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の個人別の報酬額は、株主総会において定められた取締役の報酬等総額の範囲内で、独立社外取締役のみで構成される指名・報酬委員会において審議された後、取締役会により決定しております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることのみならず、報酬等の内容の決定方法および決議する報酬等の内容が当社の役員報酬の当該決定方針と整合していることを確認しております。

監査等委員である取締役の報酬は、会社法第361条第3項により、株主総会において定められた限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定されます。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(イ) 出席状況

区 分	取締役会 (21回)		監査等委員会 (17回)	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 (監査等委員) 坂倉 裕司	21	100	17	100
取締役 (監査等委員) 市川 誠一郎	21	100	17	100
取締役 (監査等委員) 棕野 貴司	21	100	17	100
取締役 (監査等委員) 西村 美奈子	21	100	17	100

(ロ) 発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	活動内容
取締役 (監査等委員) 坂倉 裕司	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主に企業経営経験者としての見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、指名・報酬委員会の委員長としても、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 (監査等委員) 市川 誠一郎	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員会の委員長として、主に企業経営経験者としての見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員) 棕野 貴司	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主にグローバルな企業経営経験に基づく見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員) 西村 美奈子	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主に企業経営経験や人材育成・キャリア開発を中心とした見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	79,530千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	93,620千円

- (注) 1. 当事業年度は、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が7百万円あります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第3項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社である株式会社T O T O K Uは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査等委員の全員の同意による会計監査人の解任のほか、監査等委員会が、会計監査人の監査活動の評価手続きを実施し、その評価結果に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する必要があると判断した場合には、当該議案の内容を決定いたします。

5 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 当社およびその子会社から成る企業集団（以下「SWCCグループ」という。）の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、SWCCグループの企業倫理の確立、法令および定款の遵守ならびに効率的経営の確保を目的として制定した経営理念、ビジョンおよびSWCCウェイ（行動基準）を記載した小冊子等をSWCCグループの取締役、執行役員および使用人が常時携帯し継続的に活用すること等により、その周知徹底を図る。
- ② 取締役会は、SWCCグループのコンプライアンスおよびリスク管理に関する責任者としてリスクマネジメント担当取締役を任命し、リスクマネジメント担当取締役は、SWCCグループの横断的なコンプライアンス体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。
- ③ 取締役会は、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント担当取締役が委員長を務め、SWCCグループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等の決定およびコンプライアンス・ホットラインの運営その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取締役会に報告するとともに、コンプライアンス上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。
- ④ リスクマネジメント委員会は、SWCCグループにおけるコンプライアンス上疑義のある行為等について、SWCCグループの取締役、執行役員および使用人が直接通報できる手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置するとともにSWCCグループ各社の規模や業態等に応じてこれを運営し、その状況を定期的に取締役会に報告する。
- ⑤ 取締役会は、SWCCグループの内部統制に関する内部統制責任者会議を定期的に開催し、SWCCグループ各社の関係部門と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- ⑥ SWCCグループは、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員は、その職務の執行に係る次に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程その他の社内規定に基づき、適切に保存し、管理する。

- (イ) 株主総会議事録およびその関連資料
- (ロ) 取締役会議事録およびその関連資料

- (ハ) グループ経営会議議事録およびその関連資料
- (ニ) その他の重要な会議の議事録およびその関連資料
- (ホ) その他の取締役および執行役員の職務の執行に関する重要な文書

(3) S W C Cグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役および執行役員は、S W C Cグループリスク管理規程に基づき、経営上の重大なリスクを低減するためのリスクマネジメントを実施する。
- ② リスクマネジメント担当取締役は、S W C Cグループの横断的なリスク管理体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。
- ③ リスクマネジメント委員会は、S W C Cグループとして管理すべきリスクの識別、分析、評価および対策（是正および再評価を含む）その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取締役会に報告するとともに、リスク管理上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。
- ④ 取締役会は、重大なリスクが発生した場合は、S W C Cグループ緊急事態対策規程に基づき、緊急事態対策本部を設置し、対応する。

(4) S W C Cグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規則に基づき、定例取締役会を定期的に開催するほか、必要あるときは、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、S W C Cグループの経営に関する重要な事項についても、取締役会において意思決定を行うものとする。
- ② 取締役会は、取締役会規則、S W C Cグループ経営管理規程等に定める機関、手続き等に基づき、必要な決定を行う。
- ③ 取締役会は、S W C Cグループの経営の基本方針に従って中期経営計画および年度事業計画を立案し、明確な経営目標を設定するものとする。取締役および執行役員は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会は、その実績管理および改善のための体制の整備を行う。
- ④ 取締役会は、定款および取締役会規則に基づき、S W C Cグループの経営に関する重要な事項の一部については、代表取締役および執行役員によって構成されるグループ経営会議の意思決定に委ねるものとする。
- ⑤ 取締役会は、S W C Cグループ経営管理規程に基づき、S W C Cグループ各社の経営管理を行うとともに、グループ経営会議で審議または決定された事項は適時に報告させるなど、適切なモニタリング体制の整備を行う。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するため、ＳＷＣＣグループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、その方針に従って、内部統制に必要な体制を整備・運用し、維持する。
- ② 当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの有効性について、継続的なモニタリングを実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役会は、監査等委員会の監査の実効性・効率性を高めるため、監査等委員会の求めにより、当社の内部監査部門に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。
- ② 取締役会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性およびその使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、事前に人事担当取締役より監査等委員会に報告させるものとし、監査等委員会の承諾を得るものとする。

(7) ＳＷＣＣグループの取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役および執行役員は、次に定める事項を監査等委員会に適宜報告するものとする。ただし、取締役会において決議され、または報告された事項は除くことができる。
 - (イ) 経営会議において報告および承認された事項
 - (ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (ハ) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (ニ) 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - (ホ) 重大な法令違反および定款違反
 - (ヘ) コンプライアンス・ホットラインの通報状況および内容
 - (ト) その他のコンプライアンスに関する重要な事項
- ② 使用人は、上記①の（ロ）および（ホ）に関する重要な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。
- ③ 取締役会は、ＳＷＣＣグループ内部通報制度運営規程において、コンプライアンス・ホットラインの通報窓口には常勤監査等委員１名を加えること、および通報者に対しては通報したことを理由として不利な取扱いを行ってはならないことを明らかにするものとする。
- ④ 当社の法務部門および内部監査部門は、監査等委員会に対して、定期的にＳＷＣＣグループにおけるコンプライアンスおよび内部監査の状況等を報告しなければならない。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および執行役員と監査等委員会とは、必要に応じ相互に意見・情報を交換し、また定例の連絡会議を実施することにより連携をとり、監査の実効性・効率性を高める。
- ② 監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会が開催する会議や部会、内部統制責任者会議その他の重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る文書、社内情報システム上の情報その他の重要な情報を適宜閲覧することができる。
- ④ 監査等委員会は、独自に専門性の高い事項について、弁護士、会計士等に相談し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障される。
- ⑤ 当社は、監査等委員または監査等委員会から職務の執行に係る費用の請求を受けた場合は、これを負担するものとする。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスについて

S W C Cグループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等については、半期ごとに開催されるリスクマネジメント委員会において決定および実行されており、リスクマネジメント委員会の活動状況等については、取締役会に報告しております。また、S W C Cグループ内部通報制度運営規程に基づきコンプライアンス・ホットラインを設置しており、通報の実績等についても、取締役会に報告しております。

(2) リスク管理について

S W C Cグループリスク管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会においてS W C Cグループのリスク管理の状況把握や管理体制の整備等について審議しており、リスク管理の状況等については、取締役会に報告しております。

(3) 子会社の経営管理について

S W C Cグループ経営管理規程に基づき、グループ経営に関する重要な事項については、グループ経営会議での審議を経た上で、取締役会において決議しております。また、S W C Cグループ事業性評価規程に基づき、事業の継続または撤退に関する基準および手続きを明確にすることで、経営資源の効率的な活用を図っております。

(4) 財務報告に係る内部統制について

当社の内部監査部門が、SWCCグループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針に基づきグループ各社に対して監査を実施し、財務報告に係る内部統制に必要な体制の整備、運用に不備がないことを確認しております。また、監査結果については、内部統制責任者会議、監査等委員会および取締役会に対して定期的に報告されております。

(5) 取締役の職務執行について

定例および臨時を合わせて当事業年度21回の取締役会が開催されており、代表取締役および業務執行取締役は、各自の業務執行の状況について取締役会に報告しております。

(6) 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会、サステナビリティ委員会その他の重要な会議に出席しております。また、監査の実効性、効率性を高めるため、代表取締役との間で当事業年度5回の意見交換の場を設けております。執行役員から所管業務に関する報告を当事業年度9回受けております。その他グループ会社の監査役等との情報共有を目的として、グループ監査役連絡会を当事業年度1回開催しております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

当社においては、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	110,518
現金及び預金	19,449
受取手形	973
電子記録債権	9,452
売掛金	41,313
契約資産	2,495
商品及び製品	15,436
仕掛品	9,931
原材料及び貯蔵品	7,657
その他	3,824
貸倒引当金	△16
固定資産	87,189
有形固定資産	53,481
建物及び構築物	15,051
機械装置及び運搬具	13,402
工具、器具及び備品	1,722
土地	21,447
その他	1,857
無形固定資産	18,917
のれん	16,852
施設利用権等	2,065
投資その他の資産	14,790
投資有価証券	6,207
退職給付に係る資産	6,211
繰延税金資産	1,095
その他	3,321
貸倒引当金	△2,045
資産合計	197,707

科目	金額
負債の部	
流動負債	98,075
支払手形及び買掛金	23,913
電子記録債務	4,181
短期借入金	46,965
未払金	7,372
未払法人税等	8,051
契約負債	555
役員賞与引当金	51
その他	6,982
固定負債	14,013
長期借入金	7,199
繰延税金負債	209
再評価に係る繰延税金負債	3,604
役員退職慰労引当金	7
退職給付に係る負債	2,048
その他	942
負債合計	112,089
純資産の部	
株主資本	70,571
資本金	24,221
資本剰余金	6,234
利益剰余金	42,088
自己株式	△1,972
その他の包括利益累計額	13,087
その他有価証券評価差額金	720
土地再評価差額金	5,243
為替換算調整勘定	4,790
退職給付に係る調整累計額	2,333
非支配株主持分	1,959
純資産合計	85,618
負債及び純資産合計	197,707

連結損益計算書(自 2024年 4月 1 日 至 2025年 3月31日) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高	237,862	
売上原価	199,219	
売上総利益	38,643	
販売費及び一般管理費	17,708	
営業利益	20,935	
営業外収益		
受取利息	58	
受取配当金	214	
雑収入	406	678
営業外費用		
支払利息	513	
為替差損	126	
持分法投資損失	7,643	
貸倒引当金繰入額	1,256	
デリバティブ決済損	162	
雑損失	638	10,341
経常利益	11,272	
特別利益		
固定資産売却益	7,394	
投資有価証券売却益	2,113	
関係会社出資金売却益	174	9,682
特別損失		
事業構造改善費用	180	
関係会社出資金評価損	29	210
税金等調整前当期純利益	20,744	
法人税、住民税及び事業税	10,123	
法人税等調整額	△1,574	8,548
当期純利益	12,196	
非支配株主に帰属する当期純利益	795	
親会社株主に帰属する当期純利益	11,400	

連結株主資本等変動計算書(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,221	6,177	32,238	△2,084	60,553
会計方針の変更による 累積的影響額			64		64
会計方針の変更を反映し た当期首残高	24,221	6,177	32,302	△2,084	60,617
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,400		11,400
剰余金の配当			△3,117		△3,117
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		55		114	169
土地再評価差額金の取崩			1,502		1,502
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		1			1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	56	9,785	111	9,953
当期末残高	24,221	6,234	42,088	△1,972	70,571

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	2,573	△0	6,850	3,768	2,159	15,351	1,221	77,126
会計方針の変更による 累積的影響額	△64					△64		—
会計方針の変更を反映し た当期首残高	2,509	△0	6,850	3,768	2,159	15,287	1,221	77,126
連結会計年度中の変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益								11,400
剰余金の配当								△3,117
自己株式の取得								△2
自己株式の処分								169
土地再評価差額金の取崩								1,502
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,789	0	△1,607	1,021	174	△2,199	738	△1,461
連結会計年度中の変動額合計	△1,789	0	△1,607	1,021	174	△2,199	738	8,492
当期末残高	720	—	5,243	4,790	2,333	13,087	1,959	85,618

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	63,362
現金及び預金	7,473
受取手形	221
電子記録債権	2,299
売掛金	25,693
契約資産	1,390
未収入金	5,445
製品	2,859
仕掛品	6,341
原材料及び貯蔵品	2,980
短期貸付金	8,223
その他	437
貸倒引当金	△3
固定資産	66,072
有形固定資産	34,628
建物	7,516
構築物	1,124
機械及び装置	6,378
車両運搬具	65
工具、器具及び備品	994
土地	17,084
リース資産	481
建設仮勘定	983
無形固定資産	1,157
ソフトウェア	628
施設利用権	191
その他	337
投資その他の資産	30,287
投資有価証券	3,180
関係会社株式	20,989
関係会社出資金	2,485
関係会社長期貸付金	3,554
前払年金費用	2,268
繰延税金資産	740
その他	1,322
貸倒引当金	△4,252
資産合計	129,434

科目	金額
負債の部	
流動負債	57,208
支払手形	781
買掛金	14,223
短期借入金	21,540
リース債務	151
未払金	6,092
未払費用	2,456
未払法人税等	5,284
預り金	5,499
役員賞与引当金	42
その他	1,136
固定負債	10,768
長期借入金	6,544
長期未払金	69
退職給付引当金	1
再評価に係る繰延税金負債	3,604
リース債務	294
資産除去債務	134
その他	119
負債合計	67,976
純資産の部	
株主資本	55,666
資本金	24,221
資本剰余金	5,917
その他資本剰余金	5,917
利益剰余金	27,499
利益準備金	885
その他利益剰余金	26,614
繰越利益剰余金	26,614
自己株式	△1,972
評価・換算差額等	5,792
その他有価証券評価差額金	548
土地再評価差額金	5,243
純資産合計	61,458
負債及び純資産合計	129,434

損益計算書(自 2024年 4月 1 日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高	159,978	
売上原価	141,612	
売上総利益	18,365	
販売費及び一般管理費	8,885	
営業利益	9,480	
営業外収益		
受取利息	109	
受取配当金	5,014	
雑収入	169	5,292
営業外費用		
支払利息	510	
貸倒引当金繰入額	3,272	
雑損失	386	4,169
経常利益	10,604	
特別利益		
固定資産売却益	7,394	
投資有価証券売却益	1,616	
関係会社出資金売却益	466	9,477
特別損失		
関係会社出資金評価損	3,219	
関係会社株式評価損	25	
事業構造改善費用	158	3,403
税引前当期純利益	16,678	
法人税、住民税及び事業税	6,317	
法人税等調整額	△1,398	4,918
当期純利益	11,760	

株主資本等変動計算書(自 2024年 4月 1 日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計		そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	24,221	5,862	5,862	573	16,779	17,353	△2,084	45,353
当期変動額								
剰余金の配当					△3,117	△3,117		△3,117
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				311	△311	－		－
当期純利益					11,760	11,760		11,760
自己株式の取得							△2	△2
自己株式の処分		55	55				114	169
土地再評価差額金の取崩					1,502	1,502		1,502
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								－
当期変動額合計	－	55	55	311	9,834	10,145	111	10,313
当期末残高	24,221	5,917	5,917	885	26,614	27,499	△1,972	55,666

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,344	6,850	9,195	54,548
当期変動額				
剰余金の配当				△3,117
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				－
当期純利益				11,760
自己株式の取得				△ 2
自己株式の処分				169
土地再評価差額金の取崩				1,502
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,795	△1,607	△3,403	△3,403
当期変動額合計	△1,795	△1,607	△3,403	6,910
当期末残高	548	5,243	5,792	61,458

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

S W C C株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人	
東京事務所	
指定有限責任社員	公認会計士 井上 秀之
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 梶尾 拓郎
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S W C C株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S W C C株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

S W C C株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 秀之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梶尾 拓郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S W C C株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第129期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

S W C C 株式会社 監査等委員会

監査等委員 坂 倉 裕 司 ㊞

監査等委員 市川誠一郎 ㊞

監査等委員 棕 野 貴 司 ㊞

監査等委員 西村美奈子 ㊞

監査等委員（常勤）山 口 太 ㊞

(注) 監査等委員坂倉裕司、市川誠一郎、棕野貴司および西村美奈子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間

神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

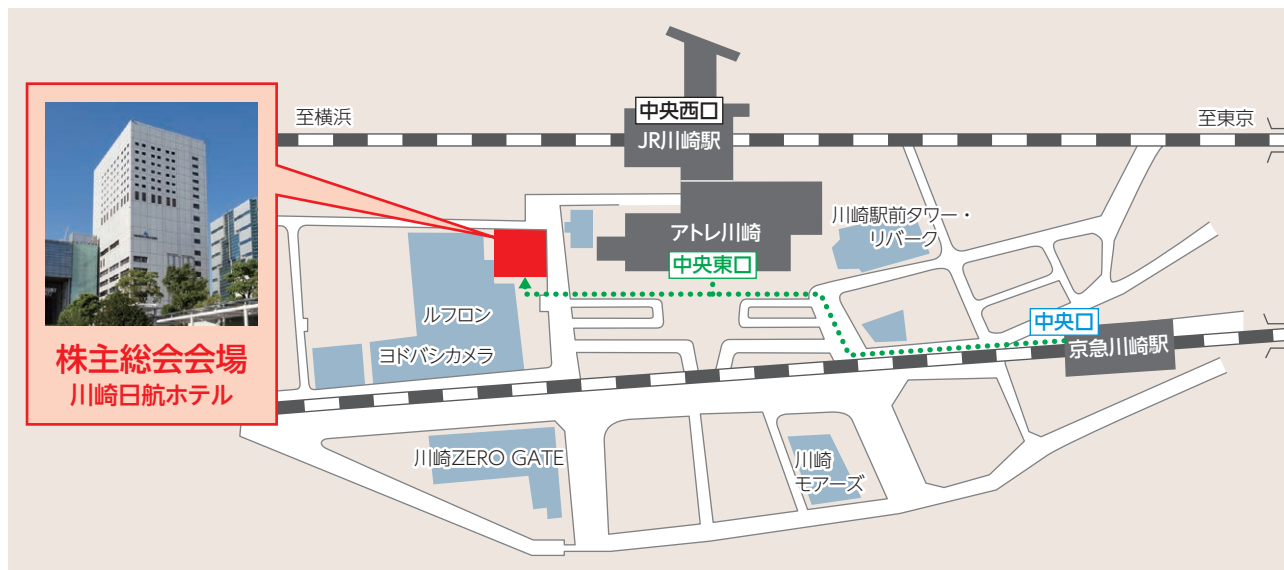
T E L 044-244-5941 (ホテル代表番号)

交通

■ J R 川 崎 駅 — 中央東口より徒歩1分

■ 京 急 京急川崎駅 — 中央口より徒歩5分

※当日、駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



… バリアフリー推奨ルート

- 本年は、株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ご来場いただけない株主様も株主総会当日の様子をご視聴いただけるようインターネットを用いてライブ配信を実施いたします。
- ライブ配信により株主総会をご視聴いただく場合、会社法上の出席とならないことから、株主総会当日にご質問や議決権を行使いただけません。事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会会場には、車いす専用スペース（優先席）を準備しておりますので、必要な株主様はご遠慮なくスタッフまでお声がけください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。